

鳥取県公報

本欄ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年三月十五日
号 外 土曜日

目次

◇監査公告
昭和二十六年年度にかかる県立中央病院の定期監査
結果公表

公告

監査公告第六十八号
地方自治法第九十九條に基き昭和二十六年年度にかかる
県立中央病院の定期監査を執行したのでその結果を次の
通り公表する。

昭和二十七年三月十五日

県立中央病院 昭和二十七年三月二十二日監査
監査概況

一、当病院は昭和二十四年二月元日本醫療団より移管を
受け県立中央病院として新築足し、爾來三病棟の改築、
本館の改装、医長公舎の新築、給食の実施等施設設備
については矢継早に整備充実し、本年度は更に齒科の
新設及び試験検査室の整備充実して県立病院の面目を
施しており、経営面もこれと共に伸進して独立会計を
維持し今日に至っていることは眞に結構で欣びに堪え
なす。

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

同 同 山 上 除 鏡

同 同 木 南 貞 治

二、昨年八月新しく歯科が新設されているが好評を受け利用者も漸次増加していることは結構である。なお小兒科、産婦人科、齒科の患者利用の状況は次表の通りであるが、各科は何れも医師一名で運営上支障を來たし、又患者へ甚だしく不便を与えているようである。少くとも県立病院として將亦業績の向上を図る上から見てこれ等の点につき再考すべきものと思う。

科目	患者利用状況		備考
	外來	入院	
小兒科	三、三二一人	八二八四、一三九人	四月～一月
産婦人科	三、三七〇一	三一六四、六八六	四月～一月
齒科	二、一九九	一〇三二、三〇二	八月新設 八月～一月

三、看護婦養成施設については二、三年前來の懸案であつたが、偶々昭和二十五年年度において最少限度の経費六拾七万余円を折角予算化しているにもかかわらず、設置基準の点で中央の認可が困難とされ遂に見送つて

しまし、この経費の半額を臨時看護婦手当と諸雜費の目的外支出をし今日迄養成所の設置を見ずにいることは甚だ遺憾である。

昭和二十七年再度再び予算化し看護婦並びに準看護婦各十五名の養成計画をし、又これを收容する寄宿舎を新設する予定のようであるが、看護婦不足の際豫ねての懸案事項でもあるので早急実現するよう努力すべきである。

四、会計経理その他の事務中改善すべき点次の通りである。

- (1) 現金出納簿の記帳を收入科目別にしており、しかも納額告知書收入分をも記帳しているため收入簿と同様のものとなり、現金出納簿の性格を没却している。又能率的に見ても適當でないで改むべきである。
- (2) 診療患者で診療料金を未拂の儘帰宅した場合の未收金が二月末現在において參万七千余円あり相当件数に昇つてい、これを全然測定していないこと

とは、收入金取扱上適當でないで改善すべきである。

- (3) 入院患者の治療費、室料、食費弁償金の指定期限内に未收のものを係員がメモ式に記録しているが、收入調定元帳の補助簿として明確に記録し収入整理することが肝要である。

- (4) 國民健康保險、各共済組合、各事業場別健康保險或いは生活保護法による町村別医療扶助等の医療費請求及び収入を明確にするため、これが口座別の出納簿を設置しておくことが緊要である。本事項は前回監査の際指摘しているも未だ勵行されていないのは遺憾である。

なお医療扶助の町村別金額の不明のもの及び収入の甚敷く延引となつてゐるもの、或いは労働災害保險による医療費未收の延引されているもの等が相当あるが、会計年度切迫のりから収入整理に努力すべきである。

- (5) 國民健康保險、健康保險等社会保險による診療料

金の請求は一ヶ月を纏め基金事務所に請求しているが、之が審査後の払込通知の確認不十分のため果金庫払込が遅延する傾向にあるので該通知を嚴格に取扱い果金庫への払込を迅速にすべきである。

- (6) 十一月分請求の政府管掌、共済組合負担の診療料金參拾七万五千七百八拾九円の中、九万四千六百四拾五円は食費弁償金につき科目更正すべきである。
- (7) 主食購入に際し配給所に対する發注量と受入量、未受領分の記録をしていないが、これを適確に把握するために外食券分、特配分、普通米穀通帳分の区分毎に記録簿を設けて置くことが肝要である。

- (8) 三食別の給食用傳票は各科よりの報告により給食係が作製しているが責任ある報告にせしむるには各科において需要傳票を作製せしめ給食の適正を期することが肝要と認む。
- (9) 給食施設の拡充を図るべきである。例えば倉庫について謂えば主食は三、四日分量を格納し得る程度で副食物も乾物、調味品、野菜と混同貯蔵し整理も

02109

鳥取県公報

昭年二十七年三月十五日
外 土曜日

本書ノ大キサハ国定規格A五判

告示

鳥取縣告示百三十八號

県管冷水温障害防止施設事業委託要項を次のように定める。

昭和二十七年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

目次

◇告示 県管冷水温障害防止施設事業委託要項
土地改良事業計畫許定について

県管冷水温障害防止施設事業委託要項

第一 かんがい水温過冷による水稻の減収を防止し並びに増産を計るため県の委託を受け水温上昇施設事業を行う者は、この委託要項によるものとする。

第二 受託者は、事業費の六割を負担するものとする。但し、県より国庫補助率相当額を越えて委託費を交付す

鳥取縣公報 毎週 曜日発行(休日ニ当ル時ハ翌日)

昭和二十七年三月十五日

外 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

るときは、委託費を差し引いた金額を負担すればよい。

第三 委託を受けようとする者は、別記第一号様式の委託申請書を知事に提出しなければならない。

第四 知事は、前項の申請書を受理し適当と認めるときは委託通知書に設計書を添付し申請者に通知する。

第五 知事は、必要があると認めるときは、計畫を変更しその他必要な指示をすることができる。

第六 委託通知を受けた者は、遅滞なく別記第二号様式の請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一、收支予算書 (別記第三号様式)

予算決議書寫

第七 受託者は工事に着手したときは、別記第四号様式の工事着手届、及び工事を終了したときは別記第五号様式の工事完了届を遅滞なく知事に提出しなければならない。

第八 受託者は、工事の状況、その他工事施行上必要な書類及び帳簿を備えておかなければならない。

第九 委託費を請求しようとするときは、別記第六号様式の請求書を知事に提出しなければならない。

第十 知事は、必要と認めるときは、委託費の概算拂をすることができる。

概算拂の請求については前項を準用する。

第十一 受託者は、年度終了後遅滞なく別記第七号様式の事業成績書及び別記第八号様式の收支決算書を知事に提出しなければならない。

第十二 知事は委託費を受ける者に対して関係職員に書類、会計、物件、工事等を検査させて指導監督上、必要な処置をとらせることができる。

第十三 受託者が次の各号の一に該当するときは工事の委託を取消し、又は既に交付した委託費の全部、若しくは一部を返させることができる。

一、この要項に違反したとき又は不正の行爲があると認めるとき。

二、工事の施行方法が不適當であるか又は工事の停止、廃止等によつて、ゆん工の見込がないと認めるとき。

第十四 この要項によつて提出する書類は、すべて所轄の地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

この要項は、昭和二十六年年度分の工事から適用する。

(様式第一号)

県営冷水温障害防止施設事業委託申請書

標記事業中左記地区の執行を当(施行主体名を記入)に委託願いたいから申請致します

記

地区名	事業場所	摘 要
-----	------	-----

昭和 年 月 日
住所 氏名
知事 殿

(様式第二号) 請 書

昭和 年 月 日 附耕第 号をもつて委託になつた左記県営冷水温障害防止施設事業を委託通知に基づき施行することをお請けする。

記

地区番号	地区名	施行場所	昭和 年度事業費	摘 要
			一次分	二次分

昭和 年 月 日
住所 氏名
知事 殿

(様式第三号) 昭和 年度第 次收支予算書

科 目	予 算 額	摘 要
	コ 支 出	
科 目	予 算 額	摘 要

(様式第四号)

工業着手届

昭和 年 月 日附第 号をもつて委託通知
になりました県営冷水温障害防止施設事業は昭和 年

月 日工事に着手したのでお届け、します。

昭和 年 月 日

地区番号

住所氏

名

知事殿

(様式第五号)

工事完了届

昭和 年 月 日附第 号をもつて委託通知
になりました県営冷水温障害防止施設事業は昭和 年

年 月 日工事を完了したのでお届けします

昭和 年 月 日

地区番号

住所氏

名

知事殿

(様式第六号)

県営冷水温障害防止施設事業委託費(概算)請求書

昭和 年 月 日附第 号をもつて委託通

知になつた左記委託費別紙関係書類を添え請求致します。

記

地区番号

地区名

事業施行場所

委託費

摘 要

(様式第七号)

昭和 年度第

次事業成績書 (事業予定書)

地区番号	種 別	予定事業量	施行量	摘 要
	堰堤工			
	余水吐工			
			
	計			

備考、予定の数量を終了しなかつたものについてはその理由を摘要欄に記入すること。

(様式第八号)

昭和 年度第

次收支決算書

科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
コ 支 入			
科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要
コ 支 出			
科 目	予 算 額	決 算 額	摘 要

備考、補助金、寄附金、雑収入等は附記欄に詳細説明すること。

鳥取県公報

昭和二十七年三月十五日
号 外 土曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

目次
◇監査公告
昭和二十六年度にかかる各保健所等の定期監査結果公表

監査公告

◇監査公告第六十六号
地方自治法第九十條に基き昭和二十六年度にかかる各保健所及び診療所の定期監査を執行したのでその結果を次の通り公表する。

昭和二十七年三月十五日

鳥取縣監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡

監査執行個所	同	同	前田 玄一
智頭保健所	同	木南 貞治	監査執行月日
氣高保健所	同		昭和二十七年二月八日
山守診療所	同		年二月八日
標準米子保健所	同		年二月十一日
根雨保健所	同		年二月十四日
鳥取保健所	同		年二月十五日
倉吉保健所	同		年二月二十日
監査概評	同		年二月四日

今回縣下六保健所と山守診療所にかゝる昭和二十六年定期監査を執行したのであるが、従來市街地にある鳥取、米子兩所は所屋を初め内容設備或いは人員機構共に

00116

概ね整備充実し、保健所活動も又活潑であるが郡部に属する倉吉、根雨、智頭、氣高の各所は凡てにおいて恵まれていないものがあつた、しかし關係當局の熱意と努力により、本年度において倉吉根雨の兩保健所の所屋の新築成り、内容的に見て一應面目を施す段階に到つた、更に又近くこれ等に對する設備内容も整備充実されるようであるが、これを保健所別に見れば先づ智頭の出張集團検診用としてダットサンが配置されることになつており、これで自動車は縣下各所に全部配置となり、又米子の斷層X線装置、根雨の、五〇〇ミリX線装置と携帯用X線、倉吉に齒科用機械器具の整備、米子に齒科用X線装置、鳥取、倉吉に電氣冷蔵庫、氣高、根雨、智頭に各暗視野装置等々總額六百六拾余萬円の經費を投じ概ね各保健所の設備内容も充実されることになつたことは縣民の保健衛生上眞に欣ばしい限りである。

しかし本年度における各所の事務事業實態を検討するに未だ到らざる點があり將來努力と工夫研究に俟つべきも、の次の通り見受けられるので關係當局と理事者の善處

を要望致したい。

記

一、過去監査の際指摘しつゞけて來た事がらであるが保健所勤務醫師の待遇が他の醫療關係機關のそれに比較して劣つてゐることである。

現地における相當過重の勤務である點特に所長醫師の場合専門技術の外に行政面の苦勞も伴なつてゐること等を併せ考へるとき待遇に考慮の余地が認められる、これが原因して醫師の轉退職も兎角頻繁であるが一旦轉退職によりその後任を補充せんとしても採用は仲々困難であり、延いては保健所運営上に大なる支障を生じてゐることは過去の例によつても明かである、この點深く省察し何分の考慮が望ましい、しかして將來職階制が實施される際考究されることを期待する。

二、各保健所に諮問機關としてそれ〴〵運営協議會が設けられてゐるが、その活動は到つて低調で各所長の相談相手になつてゐない。

各所長共抱負經綸を持つてゐるが、その批判乃至は協

00117

力的役割を持ち又管下市町村民の保健所たらしめるための當協議會の活潑なる活動こそ最も好ましいので、これが豫算等について當事者の配慮が望まれる。

三、保健所の重要な業務の一環として保健婦の活動が擧げられるが、日常におけるクリニック出張集團検診とかその他の内部事務に追われ管内における自宅療養者、母子その他の家庭に對する巡回訪問指導も充分と謂えないものがある。他面各町村にも保健婦設置町村は數える程度で縣下全般的に見て家庭巡回訪問による指導相談が不充分と認められるので各保健所共保健婦の内部事務を抑制し巡回訪問指導の活潑化を圖ると共に管下町村の保健婦設置についても極力勸奨するよう配慮を望みたい。

四、社会醫療事業については昨年監査に言及したところで、漸次成果を擧げつゝあるも一般の認識も未だしの感があり、折角の本事業の存在を知らないものもあること、推察されるので、今後更に啓蒙に努力する必要がある、特に社会福祉事務所制度が縣及び地方事務所

に創設されてゐるので、今後はこれと緊密なる連絡を圖り疾病による困窮者の相談救済に一層努力される様希望致したい。

五、何れ地方自治法が改正され衛生部は設置任意部となる模様であるが各保健所としては設置任意部となる場合と雖も獨立部必置方の強い要望がある。併せて現在の兼任部長を早急専任部長に切り替へて貰いたいの聲も出てゐる位であるが現在の相当量のしかも直接民衆とつながりの多い重要な保健衛生業務をようし、漸く軌道に乗りかゝつてゐる本行政の崩壊を憂慮しての強い要望と推察され、直接本業務を担当する第一線機關としては当然の要望と考えられるので、その意を取次いで置きたい。

六、事務の處理状況の中特に經理關係事務で不充分の點が見られたが、各保健所の概ね共通する事項は次の通りにつき工夫改善するよう希望する。

- (1) 診療者の保健所使用料、その他料金の未拂の儘歸宅した場合の未收金整理簿の設置がなかつたり又は

00118

整理記録の不充分的ものが認められたがこれを設置し厳格に記録しておくべきである、又智頭、倉吉兩保健所は措置傳票を單葉傳票にしていたが未拂者の確認にも必要であるので他所同様複寫式にして統一を圖ることが肝要である。

(2) 漸次改善されつゝあるが使用料及び手数料等収入金を窓口領收後縣金庫へ拂込期間迄の手持保管期間中は米子を除く他は何れも概ね長期に失するものと認める。事故の未然防止等の觀點からしても、これ等収入現金は急速に縣金庫へ拂込むよう留意すべきである。

(3) 各種収入金を現實に收した際調定する傾向にあるが収入事實の發生の際収入、未収入の如何を問わず凡べて調定手續をし確認すべきである。

従つて從來の取扱ひでは、未收金が帳簿上に現れず且収入の確實を期することが困難である。甚だしいのは収入係で未收額、未收先を全然確認していないものさであるので嚴に注意すべきである。

(4) 集團檢診料金或いは豫防接種法による藥品代金繰替金その他の収入金その他の収入金で納額告知書により収入措置すべきものもあるが、これ等を總べて窓口領收に依存したために納入者の不便と未收額の増嵩を生じせしめている傾向が見受けられるが適當でないので今後改むべきである。

(5) 藥品類、衛生材料等の出納と殘數の確認が不十分であり帳簿上の不突合のものが多い。これは出納員、藥局担当職員その他使用者間における連絡不充分のための事務上の、すさんに原因しているものと認められる。

凡そ物品の取扱ひになると觀念的に放漫になる傾向があるので、この點嚴に戒心すべきである。

(6) 畜犬登録のための鑑札及び狂犬病予防注射済証の縣よりの受入れ或いは町村及び個人への交付拂出による日日の出納記録をしていないが、これは現金に等しい性質のものであるから出納簿を設け出納を明確にして置く必要と認める。なお登録及び注射記録

00119

の台帳も各所が區々に互つていたので統一を圖ることが肝要である。

(7) 支出科目にしても収入科目にしても相當數誤つてゐるものがある。これ等は係員の一寸した注意で改善されることがらであるから將來注意を望んで置きたす。

智頭保健所 昭和二十七年三月八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 前 田 玄 一

監査概況

一、當保健所は八頭郡一円を管轄し、郡家町に分室、若櫻町に支所を設置しているが支所及び分室の保健所活動は人員の關係もあつて余り活潑とは謂えない。本所々在地については過去の監査の際指摘したこともあるが地理的に見て適當地とは謂えない。郡民の利用度、施設を最高度に發揚させるためにも郡民の移轉に對する要望もあるから近き將來移轉を考慮するべきであらう。

二、近時人工妊娠中絶の著しい増加を見ている際一面母性保護の點と又人工妊娠中絶の種々の弊害を排除する觀點から受胎調節モデル地區を指定し講習會及び幻燈會を開催する等して教育に努め相當成績を擧げているようであるが今後一層指導し普及化に努力を希望する。

三、法定傳染病中眞性天然痘が管内中私都村に昨年六月、十名の發生を見た(内三名死亡)ことは甚だ遺憾であつたが當所は並々ならぬ努力をすると共に縣並びに鳥取保健所の協力により豫防々疫につとめた結果他町村に蔓延せしめず此の程度で喰止めたことは不幸中の幸であり結構であつた。

四、当所に設置してあるレントゲンは開設以來のもので相當老朽となり年々修繕料に拾數万円を投じている實狀にかんがみ更新することも考へべきである。

五、經理その他事務の處理狀況は概ね良好であつたが左記事項留意すべきである。

(1) 診療に伴う措置票を單葉傳票にしてゐるが複寫式

にするよう考究すべきである、これにより収入金の整理及び未拂者の確認を圖る上にも極めて必要と認めらる。

- (2) 保健所使用料(診療料)未拂者に對する記録整理が不十分につき、これが簿冊を整備しておくこと。なお未收金が貳拾萬參千余円(一月末現在)ありその中には昨年四月乃至七月頃の旧もの、未收分が相違見られたが収入に一層努力が必要と認む。

- (3) 食品衛生法による飲食店營業許可申請書關係書類の編さん状況は乱雑であり又許可台帳も正規の様式になつていないので何れも整然とすること。

- (4) 予防接種法による町村その他各種藥品練替金の收納措置が非常に緩慢であり豫算面から見ても収入状況は悪く一月末現在四万四千七百拾円延町村數一七ヶ町村につき収入に一層努力されたい。なおこれが藥品代も町村或いは學校等へ交付の都度測定せず収入の際測定しているが適當でない。

- (5) 豫防接種法による町村その他へ交付に當り交付數

量の決議書のないものがあつたが代金収入の關係もあるので決議書により明確にして置くことが肝要である。

- (6) 接種用藥品の受拂簿に次の通り記帳渡のものがあつたので整理すること。
二六年八月四日 五〇〇〇腸バラ

- (7) 当所は投票をしている關係もあり藥品の出納は今一層嚴格にすべきである。

- (8) 出張旅費にして相當件數の未拂のものがあつたが支拂の迅速に留意が望ましい。

◇ 氣高保健所 昭和二十七年二月八日監査

監査委員 山上 吟、鏡

同 木南 貞治

監査概況

一、當所は管内の地勢的環境と交通の關係等に影響され東部各町村に殆ど來所相談又は受診等積極的利用者が少く西部各町村に偏重している傾向であり、従つて當所の運営はいきおい出張巡回業務に重點を置くという

状態であるが、その活動状況は漸次活潑化している、然しながら一般行政區域との關係もあつて氣高郡一圓を管轄しているもの、鳥取市附近の各町村民が、交通不便な上、市部に比べて施設内容の不備な當保健所を充分に利用するというには相當の無理があると考えられ又諸般の保健所業務執行上の隘路もあるので、これ等を併せ考え將來地方事務所の統合等行政組織の再編成とともに保健所の管轄區域等も根本的に検討すべきであらう。

- 二、當所の職員配置状況は定數二十五名に對し現員は主事二名、技師二名(獸醫師一、藥劑師一)雇傭人一四名(保健婦六、雇七、傭人一)計十八名であり、この外、所長(兼任)及び非常勤囑託醫師一名その他賃金傭人九名あり、結局技術吏員六名、雇一名、計七名の欠員を生じている状況であつて、人事配當に考慮すべき点が多い。

(1) 所長は衛生研究所長の兼任となつてはいるが、専任所長を置き、運営の萬全を期すべきである。特に兼

任所長に對する俸給々料、諸手當等を當所の經費中より支辨すると謂つた矛盾も見られ適當と認め難いので考慮を要する。

- (2) 当所には常勤の醫師が全くない状況で、隨時、県立中央病院、或いは日赤支部病院等の應援を得て業務を執行している程度であり、獨立した機能を備えていない點が指摘されるが、欠員を補充して陣容の整備をはかることが、緊要と認める。もつとも待遇その他の關係により困難なものがあると思はれるが、この際、整備統合等によつて人物、物的内容の充實強化をはかることが痛感され郡部保健所業務に對する關係當局の慎重なる考慮が望ましい。

- (3) 當所雇七名中二名は派遣生として、女子榮養短期大學及び、日本女子齒科厚生學校にそれぞれ在學中であるが、これは昭和二十六年三月新制高校卒業生を縣に採用し(四月二日附鳥取保健所勤務)その後、當所に勤務替したものであつて、當所とは何等關係がなくその内容についても、當所は關知してい

ない模様である。前述したように、欠員の多い當所に對して、更にこのような、名目的職員によつて多數及び豫算を負担させていることは考究の余地がある。

右の例は根雨保健所にも見られるが、これらは一應人事課又は衛生部主管課に保留し俸給々料等も本廳において支出すべきが妥當と考えられるので考慮されたい。

三、當所管内町村の國民健康保險制度に對する認識が昂く殆ど全町村に保健婦を設置しており、未設置は僅か鹿野町のみという好成绩であるがこれは、昨年度未設置六ヶ町村に對し、本年度において、當所保健婦を三ヶ月間右未設置町村に派遣して家庭訪問、巡回指導等に當らせた結果好評をうけ町村側も保健婦設置の必要性を痛感し現在の成績となつたものであつて、當所の措置は當を得たものと認め喜びに堪えない。なお當所の保健婦は現在六名であるが町村の保健婦と連けいし、積極的に活動してはいるもの、管内の保健衛生

状態より見て不充分と考えるので今後巡回指導の萬全を期するよう一層の努力を望む。

四、當所の結核豫防に對する活動状況は順調である。本年度は昨年度に引續き管内全町村民を對象に集團検診を企圖し、囑託醫師及び他の應援を得て、十二月末日現在、十七ヶ町村の一般住民と、各學校、事業場等につき實施し、残餘の九ヶ町村につき年度内実施を計画していたが、各高、中、小學校に對しては、第二次検診を實施している状況であつて成績良好と認められた。

五、當所はトラコーマ對策に特に意を用い日赤支部病院、県立中央病院及び管内逢坂村田中醫師等の協力を得て集團検診治療を實施し更に當所及び町村保健婦の家庭訪問指導と相まつて、相當の成果を擧げていることは結構である。なお、治療用の藥品代として僅かを縣費で支出しているが検診治療費は日赤支部病院その他の好意により無料奉仕されており検診關係者に對し謝意を表したい。

六、事務の執行状況は昨年度に比べ、或程度改善され、

概ね良好と認められたが社會保險制度による使用料、集團検診に伴う使用料等の調定、請求及び収入に一層明確を期し特に未收額貳拾貳万九千余圓の収入措置については格段の努力を望む

七、醫藥品衛生材料等の出納について適確を期するよう事務處理の改善に留意すべきである。

◇ 山 守 診 療 所 昭和二十七年二月十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡

監 査 概 況

一、本診療所は無醫村を對象とした醫療施設として昭和十五年に設置され、爾來健康相談、一般診療等に從事し所長外職員は晝夜を分たず奮闘し村民の保健治療に貢献していることを認めた。

二、本所長は前所長の後を受け一月十六日付任命、爾來熱心に診療に従事漸次村民の信望も高まり利用患者も従前一日平均五、六名程度のものが二十名前後にまで増加していると謂つた好ましい状況にあることは結構

である。又當所は休診日(休、祭日)及び診療時間以外の診療に従事しその勞苦も並々ならぬものと認められる。

三、本所は以前より結核村として指折され一時減少の段階にあつたが倉吉保健所の應援を得て中小學校及び部落民に對し集團検診した結果以外に罹病者の増加していることが發見され憂慮されている。しかしこれに豫防乃至治療對策については尙心しているようであるが醫療施設及び設備不十分な當所では十分な治療は到底不可能であり、早期發見のためレントゲン程度は配置し豫防措置を講ずべきである。

四、當所は山守村当局の好意と協力により村費三十二万三千餘円を以て、藥品、往診用自轉車、ストーブ等を購入し又目下電話架設方申請中のものであるが之等により愈々使命達成に拍車をかけるものとして欣ばしい。なお當所は近く村營移管の模様であるが結構な事と認める。しかし移管の場合は次の點考究留意すべきである。

- (1) 診療所使用料で十二月末現在未收額として國保、健保による診療料の内目下請求中のものが九万八千一百七十八円あるが早急收納整理すべきであり引繼の際には債権、債務を明確にすべきである。
- (2) 備品その他藥品等にして物品出納簿に記帳洩れのものがあり整理も不充分であつたが嚴重に整理し引繼に遺憾のないようにされた。

◇標準米子保健所 昭和二十七年二月十四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡
同 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

監 査 概 況

一、當所は一昨年八月再建以來、施設内容の整備充實と業務運営の改善向上に留意し、モデル保健所としてその名にふさわしい業績を挙げつゝあることは、所長以下職員一同並びに關係者の努力と一般縣民の自覺による協力の結果であり眞に欣ばしいことである。今後更

に施設の充實人員の補充強化を圖り、一層積極的活動を期するよう當局の配意を望む。

二、母子相談業務については昨年度監査の際にも特記したところであるが本年度も引繼ぎ優秀な成績を挙げたところであり、最近、妊婦は必ず保健所の健康診断を受けなければならぬと自覺している傾向にあり、管内妊婦の九割以上が受診している状況で、他所の隨從を許さぬのみか、全国的に見ても最も優秀な成績となつており喜ばしい。

妊婦健康診断受診數(月平均)

昭和二十五年 全國平均 五三人
鳥取縣 一四七人(全國第一位)

昭和二十六年 當 所 六八二人
參 考 全國第二位 大阪府 一一四人

三、當所は管内の特殊事情により性病豫防及び檢診の業務が多いが、特に大篠津地區、その他各地區における性病豫防法に基く檢診及び治療については米軍部隊の

要請等もあり、週一回檢診を實施しているようであるが、受診成績もよく、當局の信頼を得ているようである、この結果として保健所使用料収入濟額二百七十七万七千余圓(昭和二十七年一月末現在) 中性病關係の使用料は一百二十九万三千余圓(細菌檢査所使用料を含む)となつている。

四、當管内で保健婦を設置している町村は僅かに上長田大山の兩村のみでありこれは國民健康保險の不振によるものようである。一方當所の保健婦十一名のみでは巡回訪問指導に不充分の憾があるので、將來は管内全町村に保健婦設置勸奨に努力するよう特に留意されたい。

五、結核豫防集團檢診は管内中、小學校につき一應實施した程度(未了校三校)であるが、今後全町村を對象とし、徹底的な實施を望む。

六、各保健所共施設が漸次整備し利用者が増加したため、業務が輻輳しているが、電話施設に考慮すべきものがある。當所は直通電話が三個設置してあるが内線

がないため不便な點が多く事務能率に支障を來しているように見受けたので、保健所業務の特殊性にかんがみ交換器を設け内線を配置するとか、又は少くとも切替装置をつけるとか、何等かの方法を講じ、業務の能率化をはかることが緊要と認められた。

七、事務の處理狀況は概ね良好であり、昨年度監査の際指摘した事項についても若干改善しているが、なお次の點留意されたい。

(1) 使用料及び手数料等収入現金を金庫拂込にあたり、各月末當日分を翌月一日附の収入として處理しているのは適當でない。分割拂込をするか、又は翌月繰越して拂込もやむを得ないので、収入時日を改變することのないようされたい。

(2) 使用料及び手数料の調定について事實發生の即日調定しているのは結構であるが、國保、健保等、社会保險制度による分を含め個人に對して調定しているのは當を得ていない。これは本人負担と社会保險によるものとを區分しそれ／＼正當債務者に對し

て調定すべきである。また社会保険制度による団体負担分については、未收整理状況が不明確となる嫌があるので整理簿の記帳方法についても口座を設けて整理する等研究改善された。

(3) 豫防接種法に基く輪旋醫藥品を本廳が繰替購入し、保健所を通じて各町村に配布しているが、藥品の出納、繰替金の回收等の處理に改善すべきものがある。即ち未調定十六万三千余圓があつたが、今後は配布台帳に明確に記載してその内容を明らかにすると共にその都度調定し、直ちに納額告知書を發行する等して収入の迅速適確を期すべきである。

(4) 食糧費、廣告料、負担金等又は特殊物品の購入支出に當つては購入伺簿のみによらず、明細を具体的に記載し別途伺として處理された。

(5) 衛生器材、機械類等は管理の責任を明確にするためにも貸與簿により貸與關係を明らかにすべきである。また實驗用家畜については、家畜台帳を整備し出納の明確を期された。

◇根雨 保健所 昭和二十七年二月十四日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 木 南 貞 治

一、当保健所は九月新しく所屋を建築され新築しているが機械器具不足のもの或いは各種試験検査室が未設置、又講堂に机、椅子が全然整備されていない等設備の點において未完成につき成るべく早急にこれ等に對し配意が望まれる。

二、當保健所は出納員の更迭が烈しいようであるが保健所の出納は相當複雑多岐に亘つておるのでやむを得ざる場合の外は更迭を避けるよう考慮が望ましい。

三、經理事務は前年度に比べその處理状況は良好であるも左記事項につき留意すべきである。

(1) 保健所使用料(診療料)の縣支金庫への拂込が遅延の傾向にあるので今一層拂込みを早期とすること。

(2) 藥品代繰替金と現金収入の際調定しているが各市

町村或いは學校その他を交付決定の際直ちに全部調定し収入措置を採るべきである。

(3) 収入金にして前年度分未收のもの、繰越調定の際は各科目のもの、總額を一括掲上しているも、それぞれ明細を掲上し収入手續すべきである。

(4) 備品の廢棄處分に伴ない出納簿の拂出の際はその廢棄理由を具体的に記載し稟伺することにされた。

(5) 郵便切手の受拂簿は枚數により出納されているが金額により出納記帳すべきである。

(6) 一月五日現在出張旅費未支拂件數八十件の多數あつたので支拂を迅速にすること。

◇鳥取 保健所 昭和二十七年二月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

監査概況

一、當所は年々事務事業の増加しつつあるにも不拘所長初め職員努力と一般市町村民の保健所に對する認識

の向上とにより逐次成果を擧げていることは欣びに堪えない。

二、當所に諮問機關として運営協議会が設けてあるが、活潑なる動きもみられず低調に陥つてゐることは遺憾である。一般大衆の保健所とする為にも當協議会の活動によるところが多いため多小の經費を要しても當保健所より良き運営と活動を促進せしむる上において運営協議会の活動を希望致した。

三、當所の醫師は所長外四名(内長欠一名、齒科醫一名)で所長を除く他は當所就任以來何れも一年前後であるが他のそれに比較して概ね待遇が悪いので兎角勤績が危ぶまれる。従つて轉退職により欠員を生じ勝であり、その場合後任者を得るまでの相當期間運営に支障を來すことは過去の例によつても明瞭につき根本的にこれが對策を考究することが肝要である。

四、當所の廳舎施設並びに職員機構は一應A級保健所としての規格に即應しているがしかし結核豫防事業の一環した施策としてX線斷層撮影機の設置培養試験の實

00128

施計画により透視室、滅菌室の増設の要が認められるので當局の考究が望まれる。

五、當所管内町村保健婦の設置状況は一市十七ヶ町村中鳥取市、福部村、宇部野村、岩井町の一市三ヶ町村に過ぎない。一方当所に十名が勤務しているが母子衛生結核患者家庭療養指導その他の保健衛生指導のための家庭訪問の完璧は困難と認められるので將來各町村に、尠く共一名程度の保健婦設置を勸奨すべきものと思ふ。

六、經理事務は不正は認められなかつたが處理上甚だ不充分的ものがあつたので次の事項につき整理若しくは改善すべきものと認められた。

- (1) 収入科目を誤つているものが相当見受けられたので注意すること。
- (2) 現金出納簿の記帳は不充分につきその都度嚴格に記帳すべきである。又納額告知書による收内金を本簿に記入しているのは適法でない。
- (3) 集團検診による保健所使用料の窓口受取分を仮の

領收書により領收し縣金庫に拂込んでいたので現金領收額と縣金庫を拂込額と一五二、二〇四円不突合となつていたがこれは正規の領收証により領收すべきである。

- (4) 畜犬登録狂犬病豫防注射手数料及び予防接種法による藥品代金繰替金にして實施或いは交付の都度調定すべきであるが収入になつたものだけその都度調定しているため出納員は未收額を確認してはいないのは適當でない。當該係員と連絡を密にし調定収入の確實を期することが緊要と認める。
- (5) 現金領收書綴には一連番号を附し發行の明確を期すると共に果會計規則に示してある通り收支命令者の認印を得ることに留意すべきである。
- (6) 毒物、劇物取扱許可並びに試験手数料中調定のもの四件あつたので至急調査の上調定収入の措置すべきものと認められた。
- (7) 畜犬登録に際し昭和二十六年當初新鑑札がないので二十五年度残りの鑑札を一時、間に合せ交付し

00129

新鑑札を縣より受入後これと交換し應急措置を採つてゐることは結構であるが二十五年年度鑑札の残数が不明であり鑑札の出納を明確にしていないのは適當でない。なお浦富町え交付の鑑札一八件五四〇円は調定せず未收のまゝとなつてゐるが早急調定収入すべきものと認める。

- (8) 諸物品の支拂費目を誤つてゐるものが散見されたが今後留意するとともに誤謬のものは直ちに科目更正すべきである。又食糧費、廣告料その他特殊経費の支出の場合は物品購入簿のみによらず具体的事項を稟伺して決裁を受けるべきである。
- (9) 圖書その他備品にて出納簿に登録簿が散見されたので整理すべきである。

◇倉吉保健所 昭和二十七年三月四日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

監 査 概 況

一、當所諸般の事務事業は概ね円滑に執行しており所長は陣頭にたち職員はこれに協力して漸次業績の向上を

収めてゐるものと評めた。

二、保健所における醫療社会事業の實施については未だ一般の認識が薄く、これが啓蒙に努力しているが本所はクリニック或いは健康相談の際を捉え普及を圖ると共にその恩恵に浴さして漸次成績を擧げてゐることとは眞に結構と思われたが更に福祉事務所と緊密な連絡を保ち一層その成果を擧げるよう努力を望む。

三、結核豫防法の改正による豫防接種に關する官公署、会社、工場、団体或いは學校等の認識が稀薄の關係もありこれが協力に乏しく成果を殺いでゐるようであるが啓蒙指導に一段と努力すべきものと認められる。

四、當所は昨年八月新築され新裝成つて新發足しているが施設の面では試験用の動物舎、物件保管倉庫も未設置であり設備では又線装置は破損し修理申請中のようであり又齒科室は設置しあるも醫療機械器具その他の設備もなく専任醫師も充足されずにいる等早意關係當局の考慮にまたなければならぬものを認めた、これらに關し何分の善處が望まらる。

00130

五、事務處理の中経理事務に次のような不備缺陷の點が認められたので整理若しくは改善すべきである。

(1) 保健所使用料・診療料(その他の収入金の手許保管期間の永いものがある)ので事故の未然防止その他の觀點からして成るべく早期に縣金庫へ拂込む様留意すべきである。

(2) 診療料未拂歸宅者早期發見から謂つて處置傳票を複寫式に改めるよう考究すべきである。又これら使用料及び手数料未納者台帳がないのでこれを設け、その處理を明確にして收納の牢壁を期することが肝要である。

(3) 使用料及び手数料収入金の現金領收証を發行する場合二名以上のものを一葉に外何名分として發行しているものが相當數見受けられたが集團檢診その他特殊の場合を除いては各個別に發行交付すべきである。

(4) 豫防接種法による町村學校團體醫院等に對し交付する藥品の代金は交付決定の都度調定すべきである

が当該係との連絡不充分により未調定であり従つて計算書にも掲上してゐないのは適當でない。

(5) 右縣費繰替藥品代七万三千九百余圓を收入しておりながら縣金庫を拂込まず出納員名儀の銀行預金により保管してゐるのは適當でない受入の都度直ちに縣支金庫へ拂込むよう留意すべきである。

(6) 昨年以殊交付の接種用藥品代金にして概ね次の如き未收金があり殊に相當古いものも見受けられたので徴收に努力すべきである。なおこれが收入にあたり何れも窓口受取の方法によつてゐるが納額告知書に上り收入措置を採ることか緊要と認める。

(一月末現在概算)

果費繰替取扱による分 三十二萬餘円

代金引替取扱による分 四萬円

(7) 藥品の出納に不充分のものがあり特に出納員の出納と藥局の出納及び現品保管現在數量相互間の不突合が見られた。この間の事情を綜合するに事務上に相互連絡の欠けてゐる點からの結果と認められるの

00131

で處理の適正を期することが肝要と認める。

(8) 新廳舎移轉に伴ない諸物品整理の結果相當數のものを廢棄處分としてゐるもその手續未了につき急速處理すべきである。

鳥取県公報

本書ノ大半サハ國定規格A五判

昭和二十七年三月十五日
外 土曜日

目次
◇ 監査公告
昭和二十六年度にかかる各児童相談所等の定期監査結果公表

監査公告

◇ 監査公告第六十七号

地方自治法第九十九條に基き昭和二十六年度にかかる各児童相談所及び児童福祉施設の定期監査を執行したのでその結果を次の通り公表する。

昭和二十七年三月十五日

鳥取県監査委員

岸 本 政 嘉
山 上 吟 鏡
前 田 玄 一

木南 貞 治
監査執行月日

皆 成 學 園 昭和二十七年二月十二日
米子児童相談所 同 年二月十三日
獎 德 學 校 同 年二月十三日
積 善 學 園 同 年二月十八日
鳥取中央児童相談所 同 年二月十九日

◇ 皆 成 學 園 昭和二十七年二月十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡
同 前 田 玄 一

監査概況

一、當學園は児童福祉法に基き當初米子市東福原（県立獎徳學校實習地敷地内）に皆生學園として設置されて

いたが本年度現在地東伯郡倉吉町大字余戸谷町に移しその名稱も皆生學園と改稱し更に所長以下の職員を専任とするともに解に指定して再発足したこと喜ばしいことである。現在地は高台にあり環境もよく精神薄弱兒施設として適地と認められた。

二、當學園の建物は元果立工業の校舎であつて廢校後放置されていたため腐朽破損の箇所が多かつたが關係者の努力により修理模様替をなし、一方當所職員が兒童と、もに整地作業に従事する等して漸く五月中旬移轉完了の運びとなつたものでその労苦を多とする。また當學園の移轉については地元倉吉町の積極的な協力により建物敷地及び運動場並びに開墾可能地等同町所有の土地約五千坪を無償借受することができたことは洵に喜ばしいことと同町並びに關係者に對して感謝の意を表したい。

三、建物の改修築については漸次整備されつゝあるが現在食堂が階上のため不便であり、場所としては不適當と思はれたので炊事場附近に新設を適當と認められた。

四、當學園は高台にある關係上、飲料水に困難し偶々五百米先きより自然水を引用し漸く間に合せているがこれが又絶えず断水するため非常に不便を感じている。防火の点と併せ考え根本的な対策を講ずることが急務と認める。

五、初度調辨費が貧弱なため折角新校舎に移轉しても教材教具は乏しく完璧を期することは困難と考えられるので當局の考慮を必要と認める。

六、當所の職員は精神薄弱兒童と、もに起居し日曜祭日等の休日もなくまた晝夜の別なく眞に四六時中兒童の保護教育に従事しているが、このような特殊教育の困難性にもかゝらず一般給與に比しても極めて薄給である。この点は當學園のみに限らず縣立獎徳學校或いは積善學園にも謂えるのであるがこれらの給與是正についてはすでに果人事委員会が取上げ果當局においてを考慮中のようであるがその必要性が認められるので格別の配慮が望まらる。

七、當學園の收容定員は現在四十四名であるが果下精神

薄弱兒推定數約六百名のうち緊急收容保護を要するものが二百九十七名もあり、一回保護者側においても入所方を希望している状況にあるので漸次定員の増加を考慮すべきである。

八、當學園の業務の運営については、園長の遠大な抱負と細心の注意のもとに職員の献身的な努力によつて着々その成果を挙げつゝあるものと認められたが職業輔導施設は現在何一つない、謂うまでもなくこれら精神薄弱兒に獨立自治の技能を與えることが、最終目標の一つであることにも鑑みこれ等設備は必要欠くことの出来ないものと認められた。

九、經理その他事務の處理状況は概ね良好と認められたが、特に給食費については物價の變動等の關係もあり計畫執行に相當苦心しているよう見受けた。また衣料その他については果豫算による基準額をもつてしては困難と認められ、特に衣服は不充分のように見られた。幸い各種団体及び一般篤志家並びに地元民等の好意と當學園後援会の積極的協力によつて或る程度補われつゝ

あり欣びに堪えない前途なお遠い感があるので當局の格段の配慮が望まらる。

◆ 獎徳學校

昭和二十七年二月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡
同 木 南 貞 治

監 査 概 況

一、本校は教護施設として現在六十五名(男五十九名、女六名)の身心異常兒童を收容し家庭教育、治療教育、學科教育、職業教育を施しその教化に勉め成果も着々とあがりつゝあることは退所兒童の就業状況によつても窺われ所期の使命目的を果しつゝあるものと認められた。

二、本校創立は明治四十三年にして以來、校舎らしい建物もなく既設建物も狹隘且腐朽が甚しかつたが、漸く本年度國庫補助を得て目下二階建校舎一棟が新築中で舊校舎は職業指導館に予定し又炊事場も新築中である等施設の整備について永年の懸案が實現されてきたこと

とは眞に喜ばしく思つたが今後の問題として講堂改築の必要性を痛感されるので当校は勿論關係當局の努力が望ましく。

三、現在県下の該当児童数は約三百名を數え従來校舍及び收容寮舎の狹隘のため僅かその五分の一を收容したに過ぎなかつたのであるが今回の校舍増築とともに寮舎の收容力の拡大を圖ると共に諸設備を充實し出来る限りの收容定員の増加を考慮すべきである。

四、職業指導教育の一環として最近県營印刷所より印刷機一台の保管轉換を受け印刷部を準備中であつたが眞に結構な施策と認め、折角これが活用に努力されたい。

五、児童が被服についてはラテ物資或いは共同募金等の配分を受け辛うじて間に合せていたが最近その割當が中止され不自由を生じている状況である。他縣の例もあるようであるので最小限度の被服費の予算計上か何等かの方法を講ずべきである。

六、皆生より學校に通ずる唯一の道路が最近遮断されて

いるが此れが原因は相當複雑なものがあり學校側のみにては解決も困難かと思われるので縣當局の協力が望ましく。

七、本校の特殊性と又所在地の關係からして防火施設が必要と認められる、この點については毎監査の際指摘し来たところであるが漸次校舍、寮舎の新築を見つゝある際至急考慮すべきである。

八、ラ、物資は出納簿を設け出納を明確にしていても交付の場合には受領者の記名捺印が必要である。

九、本校生産の農産物は收容児童の實習により汗の結晶として法定給食の外に凡べて加給食として行つては異議はないが、しかし現在の法定給食ではそれ程不十分とも思われないので生産収入を得て前述した如く被服費に困つてゐる実情にあるとき最少限度でもこれに振向けることも一方法と考えられるので考慮すべきである。なおこの生産物を縣出納員に引繼より給食迄の手續に不十分の面が見られるので出納の受授を今一層明確にしておくことが肝要である。

十、給食に當つては人員の把握が必須條件であるが児童逃亡中でも同員數により献立給付されているので今後充分留意すべきである。

十一、經理その他事務の處理状況は概ね良好であつたが委託料、手数料、食料費等の支出に當つては具体的詳細に稟伺の上執行すべきである。又物品貸與簿を作成し物品に對する責任を明らかにすべきである。

◇米子児童相談所 昭和二十七年二月十三日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 前 田 玄 一

監査概況

一、當所は所長以下八名の職員を以つて複雑煩瑣な児童相談業務に従事し苦心努力により相當の成果を収めてゐる。当管内には縣内における問題児童數の四五%を占めてゐる状況から考へても當所の責任と使命は重大であり職員の苦心努力も又並々ならぬものがあるものと認められる。

二、一般に當初に對する理解關心が薄く關係官廳、學校

等より連絡あるもの外一般よりの利用相談は極めて少數であり學校の教官中にさえ児童相談所の使命目的を承知してゐないものもあると謂つた状況で嘆かわしいことであるが大いに啓蒙を圖り利用度を昂めるべきである。又社会福祉事務所制度が新設されているのでこれとも連絡を密にして要保護児童の早期発見に努めると共に本所の使命と存在を周知せしめ以つて児童福祉の完璧を期することが肝要である。

三、當所は先年來二三の特定中学校生徒に對する環境並びに知能判定と相談に應じ事前指導をして成果を収めてゐることは結構と認める。出来れば一管内各校に對する相談指導も實施することが望ましいので經費等につき當局の配意を希望する。

四、當所も鳥取中央児童相談所と同様児童の知能判定とか性能判定或いは精神分析等に必要な機材は極めて不十分で業務遂行に苦慮してゐる。又所運営上の旅費諸用紙等事務經費にさえ四苦八苦の實情でこの状況は毎年度繰返されてゐるが當局は今少し考慮すべきで

ある。

五、當所の業務は特殊性をもつているので所内相互間で
 研究討議し業務の向上を圖るは勿論關係機關との連絡
 提携を密にし協力を得ることは必須要件と考えられる
 のでこの點についても今少し積極的に活動することが
 緊要と認める。尙これらに對する經費についても考慮
 すべきである。

六、事務の處理並びに整理狀況は大體良好と認めたが左
 の點留意されたい。

- (1) 一時保護費食糧費中出納簿に記帳洩れのものがあつたが整理を望む。
- (2) 物品購入と交付出納簿と符合しないものがあつた。點檢整理されたい。

◆積善學園

昭和二十七年二月十八日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

監査概況

一、當學園は現在盲兒、ろうあ兒合せて百三名收容して

おり昨年度より十二名増加しているが一昨年度以來毎
 年の監査の際指摘要望しているにもかゝらず施設は
 依然として不完全であり、加えて收容兒童の増加によ
 り益々困難を來している現状にあるので當局は積極的
 に配意すべきである。

二、盲兒寮舎(心窓寮)は震災當時の應急バラックで極
 めて非衛生的且つ不完全な建物であるが漸く本年度總
 工費二百二十五万円をもつて移轉新築する運びとなつ
 たことは薄俸な兒童のため喜びに堪えない。

三、ろうあ兒寮舎は以前の學校寄宿舎を轉用したため收
 容施設としては不適當であり、加えて最近收容兒童數
 は擴張し職員を含め八十六人の大世帯が起居している
 ので狹隘の度を超えている狀況である。要收容兒童が
 年々増加の傾向にあるのでこの際速急に寮舎の擴張を
 考慮すべきであらう。

四、ろうあ兒の指導について特に幼児期における聽能訓
 練の必要性を認め、目下該施設の新設を考慮中のよう
 であるが折角研究努力を望む。

六、經理その他事務の處理狀況は良好である。當學園は
 特に兒童の健康に留意し給食については限られた經費
 豫算の範囲内で工夫を凝らし適正な執行をなし好成績
 を擧げていることは結構である。

◆鳥取中央兒童相談所

昭和二十七年二月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 吟 鏡

同 木 内 貞 治

監査概況

一、當所は昨年十一月兒童福祉法の一部改正に伴ない措
 置部、判定指導部、一時保護部の三部制として所長以
 下十二名の職員にて業務の執行に當つてゐるが機構的
 に一應整備したものゝ内容的に見れば貧弱であり判定
 に要する専門的科學器具、圖書不十分である。兒童の
 相談はそれ〴〵相談内容を探究し原因を學理的に分析
 検討して措置すべきは当然であるが當所には科學的な
 機能が未だ充實してゐないため事務遂行に支障を來し
 ている。殊に義務的經費すら事欠ぐ狀況で、至つて消

極的な運営をしてゐるので豫算の配當について特別の
 考慮が望ましい。

二、當所の相談内容を見ると本年度一月末現在取扱件數
 の七三二件の内殆んどが要救護、虞犯、養護、浮浪兒
 虐待、捜査、精神薄弱、盲ろうあ兒、里親關係等で多
 種多様にわたつており、適職進學關係の相談は一一九
 件となつてゐる、將來は一般兒童に關しても積極的に
 當所を活用するよう啓蒙指導をなすと共に施設の科學
 的充實と職員の研究を考慮すべきである、尤も現在縣
 下兒童福祉施設の收容能力が少い關係等もあり措置面
 から積極的に活動をなし得ない事情もあるので、これ
 らについては当局において總合的に研究の上予算的措
 置を講じ積極的活動し得るよう考慮することが緊要で
 ある。

三、本年二月倉吉支所を設置し東伯郡一円を管轄して業
 務を開始したが職員は支所長を加へ僅か二名でまた經
 費も本所の經費をもつて賄う程度であるが、折角支所
 を設置した以上人的にも内容的にも充實強化すること

鳥取県公報

本欄ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年三月十五日
号 外 土曜日

目次

◇監査公告

昭和二十五年年度県歳入歳出決算の審査について

公 告

監査公告第六十九号

地方自治法第二百四十二條に基き昭和二十五年年度鳥取県歳入歳出決算審査を執行しその概況並びに意見書を知事に提出したのでこれを公表する。

昭和二十七年三月十五日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 吟 鏡

總 說

決算審査概況並びに意見書

同 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

今回昭和二十五年年度一般会計及び特別会計決算の審査を執行したのであるが、いうまでもなく決算は予算執行の実績であり、会計年度内における県政活動の結果を示す計数の累積である。決算の内容が、議会における予算議決の精神に合致し、また予算が正當にしかも眞に県民福祉のために効果的に執行されているかということは、県民が齊しく関心を寄せているところであり、また本決算審査の最大の目的でもある。特に財政窮乏をつげている本県においては、県政諸般の施策遂行に極度の制約を餘

00142

儀なくしてゐるので、本決算審査の結果を通じ、將來の予算編成及びその執行の面に一段と留意改善が加えられるよう県当局並びに関係機関の努力を期待するものである。

さて、本決算の審査に當つては、先づ決算が予算目的に合致しているか、予算執行の過程において不正、不当の事實はないか、また県民福祉増進のために、予算の執行効率が充分発揚されているか、といつたことに重点を置き、更に個々の事務、事業における收支の均衡、予算更正または流用措置の適否、収入支出の時期、内容の適否及び收支増減の理由等について審査し検討を加えたのであるが、昭和二十五年年度一般会計及び特別会計決算の計数はすべて正確であり、その内容についても昭和二十四年度決算に比し相当成績が向上していることを認めた。

即ち本決算を概観するに、前年度一般会計決算額は歳入予算額に對して六億四千六百五十四万五千餘円の減收(減收率二三%)、歳出は予算額に比し七億七十七万六千餘円の不要額(予算額の二五%)を占めてゐるのに対し、

昭和二十五年年度一般会計決算においては歳入減收額八千七百四十九万四千餘円(減收率三%強)歳出不用額一億六千一百九十二万九千餘円(予算額に比し六%)を生じてゐる程度であり、その間予算の調整整理に努力して、歳入歳出ともにほぼ予算額近く執行し、しかも七千四百四十餘万円の剩餘金を残して結末をつけてゐることは、

当局の並々ならぬものが認められその労を多とするものである。しかしながら健全財政保持に努力するのあまり議會における議決の趣旨に副わぬ結果となつてゐるものもあり、今後研究改善すべき大小幾多の問題が見受けられるが、本審査の結果を要約すれば大体次のようなことが指摘できる。

一、県財政の自主性が極めて乏しく、歳入決算額の六八%強を国庫に依存し、従つて歳出面においても機關委任の事務或いは国の施策による補助奨励事業が中心となつており、これらの事務、事業を遂行するための裏付けとして相当額の県費充當を餘議なくし、ために県独自の構想による事業は極限され、僅かに別表に示す

00143

程度であつて積極的に執行することが出来ない状況である。

一、県職員及び教職員ともに欠損不補充の方針を堅持してはいるが、給与改訂により人件費の支出が著しく膨張し、歳出決算額の三四、六一%を占めてゐる。一方人件費の予算見積が過大に失し多額の不用額を生じてゐる点など考慮すべきである。また事業關係の経費についても殆んど事務費中心の予算執行をしてゐるものがある。即ち特別の事情により特定財源に減收を生じた場合の支出抑制状況をみても旅費、需要費等事務的経費及び食糧費等は殆んど完全に予算消化し、逆に予算の中核となるべき経費を抑制不執行としてゐる傾向が強い。従つて決算面では事務費の割合が予算面のそれにくらべて高率となり、逆に事業費は低率に陥り予算執行上の効率を低下させてゐる。

一、歳入決算において特定財源の減收理由の最も多いものは予算見積過大であるが、一方歳出決算において不用額を生じた理由も若干の例外を除き大部分のものが

見積過大となつてゐる状況を検討するとき、未だ予算更正措置に積極的熱意を欠いてゐることは否定出来ない。これを極言すれば、事務的経費を確保するため不確実な特定財源を見積つていたすらに予算を膨脹させてゐるともいゝ得るのであつて、この点予算編成の際慎重に考究することが望まれる。いづれにしても事務費節減については根本的な対策を樹立すべきである。

一、予算更正措置は前年度にくらべある程度積極化しており好ましい傾向であるが、一部においては事業費予算の追加更正措置が遅れたため、年度内に執行し得なかつたもの、或いは執行の適期を逸しやむなく年度末期に到つて短期日に事業を遂行してゐるものが相当件数見受けられるが、これらは早期に予算化し計画的執行に努力すべきである。

る事例が多い。また一般に予算経理については所属長の関心が薄く、殆んど庶務主任者にまかせきりの形であるが、少くとも議決予算の執行に関しては積極的に指導監督して万全を期するよう熱意が望ましい。なお出納当局においても関係法令及び会計諸規定に定めるところに従い、一層適正を期するよう審査出納に留意を望む。

一、前年度決算審査の際にも言及したところであるが、各種試験研究機関或いは特定事業において、獨立採算を強いられる結果、過大な特定収入を見積り予算編成しているため、決算において收支均衡上多額の執行減を餘儀なくしているのが見受けられる。また教育費等においても、県立学校備品充実のため財源として授業料を四十万円追加計上しているが、新年度在籍生徒数確定後のことでもあり、授業料当初予算見積額がすでに収入見込額の限度を超過しているにもかゝらずこのような予算措置を敢てなし、遂に歳入欠陥を生じさせ、結局純果費を充当する結果となつている等予め

考究すべき問題であらう。

以上主な事項を記したのであるが、總体的に見て予算編成及び予算の執行態度に起因するところが多いと認められるので、指摘事項については漸次改善し、年々同様の弊を繰返さすことのないよう希望してやまない。

次に本決算中に、米子県税事務所公金横領費消事件及び米子四中給料詐取事件により計六十三万六千八百一十円十銭欠損額を出して汚点を残したことは、前年度より、学校不正に引續く不詳事であつてまことに遺憾に堪えない。また水産課職員による水産製品検査手数料横領被疑事件による被害額については、目下事件繫留中のため本決算面にあらわさず未收金として処理しているが、近來に例を見ない不詳事件の續発であつて綱紀肅正に關し当局の措置対策を強く要望するものである。

昭和二十五年年度一般会計歳入歳出決算額

歳入決算額

歳出決算額

式拾五億六千七百六拾万五、九百貳拾壹円十銭

差引 式拾四億九千叁百拾七万四百七拾貳円壹銭

内横領及び詐取による欠損額 七千四百四拾叁万五千四百四拾九円九銭

米子県税事務所不正事件 叁拾九万貳千四百拾貳円拾銭

米子四中給料詐取事件 貳拾叁万四千叁百九拾九円

計 六拾貳万六千八百拾壹円拾銭

差引繰越額 七千叁百八拾万八千六百叁拾七円九拾九銭

一般会計歳入歳出決算審査の概況

歳入

一、一般会計歳入決算総額は二十五億六千七百六拾万五千九百二十一円十銭となつており、予算総額二十六億

五千五百十万三十、円に比し九六、七%の収入比率を示し、八千七百四十九万四千一百一十一円九十銭の減收となつているが、冒頭にも述べたように前年度の決算と比較して著しい進歩の跡がうかがわれ財源の確保に對する並々な艱苦が察せられる。もつとも右減收額の中にはすでに調定はしてあるが年度内に収入未済のため翌年度に持越されているものが果税及び税外収入を合はせ総額七千一百七十七万二千余円含まれてい

る。一、果税の徴収に關しては各地方事務所及び各果税事務所の定期監査報告に詳細に述べたところであるが、収入未済額が年々増加の傾向にあり、昭和二十三年度六百五十八万三千余円、昭和二十四年度四千一百三十二万二千余円、昭和二十五年年度五千九百四十一万九千余円となつており、滞納税額の徴收確保に格段の努力が肝要である。また税外諸収入における収入未済額は総計一千二百三十五万三千余円に及んでおり、前年度米子博覧會關係繰替金一千一百万を除外した六百二十九

万九千余円に比べ約倍額となつてゐる。
一、各種事務事業費の主要財源となる地方財政平衡交付金、国庫支出金、県債等の確保については充分努力されてゐるものと認められるが、これらの決定交付が兎

角遅れがちである。国庫財政事情に左右されなかく容易ならぬものがあることは察せられるが、なお一層の努力によつて早期に交付をうけ、事業の計画的遂行に遺憾のないよう措置する事が望ましい。

区分	各期別収入状況			
	一・四半期	二・四半期	三・四半期	四・四半期
地方財政平衡交付金	()	()	六八五、三五五	一三〇、三二八
国庫支出金	一二七、〇七五	二八一、七九九	一八六、五三二	一六七、一五四
県債	()	()	()	()
備考	単位千円 () 内は百分率を示す。			
出納閉鎖迄			九二五、四一九	二〇〇、〇〇〇
計			一、〇〇〇、〇〇〇	一六六、〇〇〇

一、従来しばしば指摘し注意を促したところであるが、使用料手数料等の収入手續を本庁主管課において取扱つてゐるものが相当種類あり、これを県金庫に払込にあたり、納入より受領後手持保管し多くは年度末に取次払込してゐる。なお出納記録のないもの等見受けられるので、今後収納の迅速をはかるとともに、収入措

置に一考を要するものがある。
一、歳入歳出の区分を明確にせず收支を相殺して差額を収入措置してゐるものに林産物検査手数料、木炭検査手数料、水産製品検査手数料等見られ、また鳥取東高等学校工業料及び鳥取西高等学校第一校舎改築に際し旧校舎の古材払下積価格を工事費より控除して請負

金額を定め、支出の軽減をはかつてゐる事例もあるがいづれも適当でない。歳入及び歳出予算にそれ計上し收支の適正をはかるべきである。

一、すでに述べたように不確実な財源を歳入予算に計上してゐる例はいたるところに見られ、寄付金についても予算額に対する減収は一千二百二十六万三千余円の多額に昇つており予算編成並びに執行の面に遺憾な点がある。減収の理由を個々に検討すれば種々あるが、總体的にみて事業計画の粗漏または関係者との事前接衝不充分により収入困難となつてゐるものもあり、またやむを得ぬ事情により事業を翌年度に繰延したため収入し得なかつたもの等が見分けられた。いづれにしても計画に支障を來たさないよう収入に慎重を期すべきであり、特に寄付金については相当研究を要するものと認められた。

歳出
一、昭和二十五年度の県政方針については、年度当初本県の特質を生かした基本計画を総合的に樹立し、この

線に副つて県政を力に推進するため十大政綱が策定されたのであるが、歳出決算の面よりみれば折角の意図に拘らず総合性を欠き非能率的な結果となつてゐることが指摘されるが各主務部課の自覚と積極的な協力のもとに、これらの総合調整に關し強力な措置対策が望まれる。
一、収入見込のない、いわゆる空財源または収入不確実な財源により歳出予算を編成し、いたづらに予算を膨脹させてゐる傾向が強く、中には收支の均衡を無視して支出し歳入欠陥を生じてゐるものもあるが、健全財政的確立の見地からしても、一層慎重を期すべきである。

一、職員費の見積が過大である。特に教職員費の場合一千八百万三千余円に及ぶ多額の不用額を出してゐる。これらの点予算見積と執行について相当考究すべき余地があるものと認める。
一、各課経理事務担当者の予算科目に対する觀念の稀薄な点が見受けられる。即ち予算目的外の支出が相当多

く、また、追加予算編成までの便法として他の科目より一應支出し事後において科目更正をしているもの、或いは出納閉鎖期に到つて決算額を調整するために科目更正し又は予算流用しているもの等が目立つている。これらについては出納当局において事前審査に一層留意し出納経理の万全を期すべきである。

一、新たに取得した土地、建物等果有財産の移轉或いは保存登記手續がおくれがちの傾向にあり、特に県立学校関係に多い。根本的に調査の上登記手續洩等整理すべきである。

一般会計歳入決算の内容

第一款 県 税

県税は予算額二億八千八百五十六万六千余円に対し調定額三億五千一百七十一万余円、收入済額は二億八千九百三十六万六千余円であつて歳入決算総額の一一、三%にあたり、前年度の一八、〇%(配布税を除く)に比し相当の減率を示しているが、予算額に比し七十七万九千余

円の増収となつたことは欣ばしいことであり、関係職員
の労苦を多とするものである。

予算額に比し増収となつてゐるものは事業税、特別所得
税、自動車税、狩猟者税、電気ガス税等が主なものであ
つて、これら増収総額は一千六百九十四万九千余円とな
つており、概ね自然増収によるものであるが中には予算
見積過少によるものも見受けられる。

一方予算額に比し減収となつてゐる主なものに入場税遊
興飲食税、県民税等があり、これらの減収総額は一千六
百十四万九千余円となつており、殆ど増収額に匹敵する
減収額を生じてゐる。またすでに調定済であつて未収額
となつてゐるものは前述した通り年々増加の一途を辿つ
ており、定期監査の際にも言及したが、税収額の増加を
はかるためやむなく現年度分に重点をおく結果として過
年度分滞納整理に対する積極的熱意を欠く憾みがあるの
で一層の努力を望む。

県税予算対比收入状況調

科 目	豫 算		現 額		收 入 決 算 額		豫算に比し收入増		△減
	現年度分	過年度分	繰越分	計	現年度分	過年度分	繰越分	計	
○ 縣 税	三,四八七,四九三,五九六	三,四八七,四九三,五九六	三,八八五,二九六	三,八八五,二九六	三,四八七,四九三,五九六	三,四八七,四九三,五九六	〇	〇	〇
○ 普 通 税	三,四八七,四九三,五九六	三,四八七,四九三,五九六	三,八八五,二九六	三,八八五,二九六	三,四八七,四九三,五九六	三,四八七,四九三,五九六	〇	〇	〇
事 業 税	〇,四八四,八〇〇	〇,四八四,八〇〇	六,四三三,〇〇〇	六,四三三,〇〇〇	〇,四八四,八〇〇	〇,四八四,八〇〇	六,四三三,〇〇〇	六,四三三,〇〇〇	六,四三三,〇〇〇
特 別 所 得 税	七,七九一,九九九	七,七九一,九九九	〇	〇	七,七九一,九九九	七,七九一,九九九	〇	〇	〇
入 場 税	五,六七九,六〇〇	五,六七九,六〇〇	〇	〇	五,六七九,六〇〇	五,六七九,六〇〇	〇	〇	〇
遊 興 飲 食 税	三,六〇〇,〇〇〇	三,六〇〇,〇〇〇	〇	〇	三,六〇〇,〇〇〇	三,六〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇
自 動 車 税	六,五四四,〇〇〇	六,五四四,〇〇〇	〇	〇	六,五四四,〇〇〇	六,五四四,〇〇〇	〇	〇	〇
礦 區 税	六,八〇〇,〇〇〇	六,八〇〇,〇〇〇	〇	〇	六,八〇〇,〇〇〇	六,八〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇
漁 業 權 税	三,七〇九,九九九	三,七〇九,九九九	〇	〇	三,七〇九,九九九	三,七〇九,九九九	〇	〇	〇
狩 獵 者 税	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	〇	〇	〇

○目的税	—	三三、七七一	八四、八六〇	三九、六五一	—	三三、	五八、〇〇〇	三三、	一八七、八〇〇	四七、	—	△二、	二六、〇〇〇	一〇、七三七、〇	三、八〇〇、〇〇〇
都市計畫税	—	三三、七七一	六七、八六〇	三〇、二七一	—	三三、	五〇、〇〇〇	三三、	一〇、〇〇〇	四七、	—	△三、	三六、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
水利地益割税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○舊法による税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
縣民税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地租	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家屋税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
礦産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
酒消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
船舶税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電話税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木材取引税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
入場税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イン税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
庭園税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軌道税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電柱税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

県税税目別徴収比率表

科 目	調定額に対する予算額の比率	収予算額に対する 入済額の比率	收調定額に対する 入済額の比率
果 税	八二、〇七%	一〇〇、二八%	八二、二七%
普 通 税	八二、〇九%	一〇〇、七四%	八二、七〇%
事 業 税	七七、二一%	一〇八、九〇%	八四、〇八%
特 別 所 得 税	八六、七二%	一〇八、二四%	九三、八七%
入 場 税	九五、九一%	八五、〇四%	八一、五六%
遊 興 飲 食 税	八五、四四%	九二、〇四%	七八、六四%
自 動 車 税	七七、三四%	一一三、九一%	八八、〇九%
鑛 区 税	二二、九二%	一四九、三七%	三四、二三%
漁 業 権 税	九六、四七%	九八、六八%	九五、一九%
狩 獵 者 税	六〇、二〇%	一五六、〇八%	九三、六三%
目 的 税	四七、二三%	一四〇、〇六%	六六、一五%
都 市 計 画 税	四七、四八%	一三八、〇一%	六五、五三%
水 利 地 益 割 税	四三、一五%	一七六、四八%	七六、一四%

旧法による税	九六、三三%	七九、二二%
県 民 税	九六、一七%	五三、〇四%
地 租	八二、六八%	五九、八〇%
家 屋 税	八五、九九%	五六、四三%
鑛 産 税	八八、三三%	一〇〇、〇〇%
酒 消 費 税	八七、一八%	九八、三五%
電 氣 ガ ス 税	八七、六七%	九九、九七%
船 舶 税	五八、一八%	七五、九〇%
電 話 税	三六、二二%	三八、一八%
不 動 産 取 得 税	七六、八六%	七四、七四%
木 材 取 引 税	七一、六二%	八二、一四%
入 場 税	七八、七八%	九五、八三%
ミ シ ン 税	三〇、九四%	三五、〇七%
庭 園 税	四六、七八%	七五、一三%

00154

第二款 地方財政平衡交付金

地方財政平衡交付金は予算額九億四千九十万七千余円に
対し収入済額は九億二千五百四十一万九千円となつてお
り、歳入決算総額の三六・〇％にあたり歳入の首位を占
めている。国庫支出金(三二・四％)とともにその収入
確保の成否が果財政を左右するといつても過言でない。
本年度は本制度創設の初年度のことであり、且つ算定基
礎の調査及び政府との接衝等に並々ならぬ労苦があつた
ことと思われるが、決算面において一千五百四十八万八
千余円減収となつたことは果財政の上から惜しまれると
ころである。収入の時期はすべて年度後半期となつてお
り、なお出納整理期間中に一部収入している等、国の事
情に基くものと認められるも今後においては早期確保に
格段の努力を望む。

(参考、前年度地方配付税歳入決算額に對し一九・一％)

第三款 公企業及び財産収入

予算額八百二十二万一千余円に對し収入済額八百二十五
万七千余円であり、三万五千余円の増収となつてゐるが

収入済額中の主なものは元鳥取商業学校土地建物賣払代

五百万円、警察電話施設移管に伴う賣払代一百八十五
千余円、倉吉保健所旧建物賣払代三十五万円、東伯郡浦
安町地内元陸稻試験地建物賣払代十万円、種畜場自動車
賣払代三十七万三千円、その他果有土地建物等財産賣払
代計七百十三万一千余円をはじめ果有林立木払下代金六
十五万三千余円、分收造林収入三十五万九千余円、計一
百一十二万二千余円並びに県公舎貸付料十七万七千余円その他
土地貸付料等であつて、その中陸稻試験地建物賣払代十
万円については全く予算措置がしてないので、結局予算
措置した分で六万四千余円の減収を生じてゐる。当然予
算措置すべきものを自然増収の形をとることは適當でな
い。今後注意すべきである。

第四款 分担金及び負担金

分担金及び負担金収入済額は七百六十二万九千余円であ
つて、予算額七百五十二万六千余円に對し十万二千余円
の減収となつてゐる。右収入済額中には省管自動車道路
鐵道分担金十五万九千九百九十九円、兒童福祉措置費、市町村負

00155

担金七十三万二千余円それ／＼予算額に比し増収してい
るが、道路損傷負担金は予算額に比し七十八万九千余円
の減収を生じてゐる。これが原因は運輸業者との間に負
担金に代るべき夫役現物提供問題が発生し、昭和二十五
年度下半期分を調定収入しなかつたためであるが、いづ
れにしてもこれは結末するまでは正規の通り賦課徴収の
措置をとるべきが至当と認める。なおこの間の事情にか
らみ、調定後の未収額は一百三十三万四千余円にのぼり、
また昭和二十三年度より昭和二十四年度までの過年度分
未収額として更に六十三万余円を生じてゐるので、事
実上道路損傷負担金の滞納額は二百萬圓近くに及んでい
る。將來、夫役現物提供問題とは別個に收納するべく格
段の努力が必要である。

第五款 使用料及び手数料

一、使用料

豫算額六千六百六十一万九千餘圓に對し収入済額六千七
十一万一千餘圓で、豫算額に比し五百九十九万七千餘圓の
減収をしており、十六万九千餘圓を未収額としてゐる状

況であつて前年度に比し極めて成績不振である。本豫算
額中授業料がその七六・八％を占め、これが豫算は五千
一百二十二万九千餘圓計上してゐるが、決算において四
百九十五万四千餘圓にのぼる多額の減収を來してゐる。

これは豫算見積の過大と中途退学者が多かつたようであ
るが、冒頭にも述べた如く、財源見積に對する適確性を
欠いてゐるものとして今後改善すべきである。また眞に
歳出豫算を必要とするならば、この様な空財源によるこ
となく純果費を充當し眞実性のある豫算編成をなすべき
である。

保健所使用料は豫算額五百三十八萬圓、収入済額は五百
二十六万三千餘圓であつて豫算額に比し十一万六千餘圓
の減収となつており、その理由として豫算見積過大が舉
げられてゐるが、これは主として鳥取保健所及び根雨保
健所の国保、健保等団体の財政事情等により未收繰越額
十萬餘圓を生じてゐるためで、実際には使用実績は挙つ
てゐる。なお各保健所の収入状況は令達豫算額に比し區
々であるので今後の歳入豫算令達に際しては実体に即す

るよう充分留意が望ましい。

二、手数料

豫算額三千八十万五千餘圓で昭和二十四年度豫算額より約七百二十万圓減少しているが、前年度は豫算額に比し七百十四万四千餘圓の減収額を生じているのに反し、本年度収入済額は三千一百七万餘圓で二十六万五千餘圓増収し、著しく収入比率が向上している。また収入済額も前年度より約六十万圓近く増加している状況であつて總体的にみて良好な成績である。

しかしながら個々についてこれを検討すれば相当改善を要する点が多く、特に収入手續について注意を要するものが認められる。即ち冒頭に掲記し遺憾の意を表したように、手数料徴収に際して水産課職員の公金横領費消被疑事件がそのもつとも大なるものである。なお右に関連して第十二目水産製品検査手数料で三十四万六千餘圓を未収額として計上している。

林産物検査手数料、木材検査手数料、木炭検査手数料は決算面においてそれ／＼減収となつているがこれはさき

に述べたように收支混同整理の結果であつて、実質的には林産物検査においてほぼ豫算額に近く、木材検査において十万九千餘圓の減収、また、木炭検査にあつては三十四万餘圓の増収をみているので差引二十三万一千餘圓の増収である。今後明確を期すべきである。

屋外広告物許可手数料は豫算額十万一千餘圓に対し収入済額は僅か二万一千餘圓であつて八割近い減収額を生じている。これは屋外広告物取締條例に基く業務執行経費財源を全額本手数料に依存している關係上、見積過大と知りながら豫算化しているので、減収に伴い歳出も抑制執行せざるを得なくなり、いきおい業務の活潑性を失わせる結果となつているが、本條例の趣旨からみて僅少な手数料に依存せず縣費を充当して活潑に業務の遂行をはかるべきものと考え。若しこれが不可能ならば本條例は有名無實の死文にひとしいものとなるので今後考慮の餘地が認められる。

第六款 国庫支出金

国庫支出金豫算額は当初八億七千一百六十四万五千餘圓

を計上し、その後追加更正豫算によつて三千二百七十万七千餘圓減額し、最終豫算額八億三千八百九十三万七千餘圓となつているが、決算においては七百八十一万二千餘圓の減収を生じている。収入済額は八億三千一百二十万五千餘圓であつて、歳入決算総額の三二・四％に当り地方財政平衡交付金につぐ主要財源である。

一、國庫負担金は概ね計画通り収入しているが、中には地方財政平衡交付金に吸収されたものを更正減額の措置をとらず放置したのもあり、その他国の事情等により合計十九万四千餘圓減収している。

二、国庫補助金は豫算額五億三十六万八千餘圓に対し、収入済額は四億九千二百三十六万五千餘圓であつて八百万餘圓減収しており、主として見積過大及び計画の粗漏等に起因するものが多い。これに関連して、豫算の執行が議決の趣旨を著しく變形している点が個々の事業に見られる。もつとも地方振興費及び国民貯蓄奨励費関係補助金八十八万三千餘圓の減収は前年度収入済分に對する豫算措置の結果であり、その他一部にお

いては積極的の努力の結果増収したもの、或は自然的増収となつているもの等も見受けられる。なお豫算額に比し増収又は減収となつている主なものを掲げれば次の通りである。

豫算額に比し著しく増収となつているもの

国民健康保険趣旨普及宣傳費補助金 一八千圓

開拓建設事業費補助金 三四千圓

二〇災耕地復旧事業費補助金 三五

家畜人工授精施設費補助金 一六三

国有農地管理費補助金 一三五

參議院議員選挙費補助金 五三

豫算額に比し著しく減収となつているもの

産業開發調査費補助金 一〇〇千圓

養護教員再教育費補助金 一五

教育職員恩給費補助金 三〇三

学校給食費補助金 一三

公民館設置促進費補助金 四〇

但し前年度縣費支出補充

全額

消費生活協同組合費補助金	一五	殆ど全額
兒童福祉審議會補助金	六	半額以上
兒童福祉週間行事費補助金	三〇	全額
最低基準指導費補助金	一五	全額
國保一般組合補助金	一、二九〇	全額
職業輔導費補助金	五五	全額
保健所費補助金	七三	全額
栄養改善費補助金	三	全額
傳染病豫防費補助金	二五三	全額
豫防接種費補助金	二八	半額以上
食事衛生費補助金	三	同
醫藥品取締費補助金	五〇	同
藥務諸費補助金	七	全額
結核豫防費補助金	四九	全額
優生保護費補助金	元	半額以上
農業試験場費補助金	四二	半額以上
農業共済補償事業補助金	一八四	半額以上
協同農業普及事業補助金	四	半額以上

水産物増産対策補助金	八千圓	半額以上
家畜傳染病豫防費補助金	六二	半額以上
開拓指導職員設置費補助金	一三	半額以上
開拓道路事業補助金	三三	半額以上
農業協同組合施設補助金	一三	半額以上
二四年開拓災害地復旧費補助金	三六	半額以上
有畜營農指導所費補助金	一〇〇	全額
農林資材調整費補助金	一七	全額
食糧品等配給事業費補助金	一九	全額
地方振興費補助金	七〇八	前年度收入済
国民貯蓄奨励費補助金	三三	同

三、委託金は豫算額六千五百餘圓に對し、收入済額六千五百三十八万五千餘圓であつて三十八万四千餘圓の増收となつてゐるが、國の計画に基くものであつて、増收の主なものは農地等対價処理事業に伴うものであるが、これは国の内示が年度末三月二十九日となつてゐるため豫算更正措置のいとまがなく自然増收とし翌年度において繰越金源としてゐる。

委託金の増減収の主なものを掲げると次の通りである。

豫算額に比し著しく増収してゐるもの	
主要食糧集荷委託金	五、六千圓
農地等対價処理費委託金	五七
豫算額に比し著しく減収となつてゐるもの	
人口動態統計費委託金	一、五、千圓
農地調整職員費委託金	三、七
未墾地開拓職員費委託金	四、〇

第七款 寄付金

第一項 第一目土木費寄附金中、府縣道改良事業費寄付金は豫算額に比し十八万一千餘圓増収となつてゐるがこれは昭和二十四年度戸倉峠改良工事に對するものであつて、関係市町村間において寄附割当協定不調により繰延べしてゐたものが本年度漸く收入され自然増収となつたものである。これは雑収入(過年度收入)に振込むべきが妥当と認める。

第二目 保健衛生費寄附金中保健所寄附金收入済額一百万圓は、米子保健所及び倉吉保健所の建設に對する地

元町市の寄附金である、豫算額に比し三十万圓増収してゐるのは米子保健所再建に對する地元寄付を昭和二十四年度豫算に計上してゐたところ、事業繰越したため本年度豫算には寄付金を計上せず、自然増収の形としたためである。国立結核療養所誘致に伴う地元縣の協力費として整地工事関係経費二百二十五万八千圓を歳出豫算に計上し、これに充當するため寄付金七十五万八千圓を豫算化してゐるが僅かに十二万六千圓収納したのみで六十三万二千圓を収入減としてゐるが考慮を要する。

第三目 産業經濟費寄附金中豫算額に比し減収の主なものは大口堰用水改良事業費寄附金五十六万三千圓、中海干拓事業費寄附金四十四万七千餘圓及び淡水魚増殖事業関係寄附金二十二万餘圓等合計一百二十四万九千餘圓であるが、調定後における未收額は大口堰用水関係五十六万三千圓、水産試験場における淡水魚増殖事業関係二十二万餘圓であつて、地元町村の財政困難に起因するよう、中には中間停滯してゐるものもあるので、速急に収入すべく措置されたい。

第四目 教育費寄付金は豫算額一千八百三十四万餘圓に對し八百五十三万二千餘圓收入し差引減收額九百八十八万八千餘圓となつており、豫算額の半額以上の減收を來しているが、これは鳥取大学誘致に伴う寄附金六百五十八千餘圓減收したのと、及び八頭、氣高図書館分館設置寄附金、境高等學校整備充實費寄附金、東伯高等學校整備充實寄附金等三百七十五万圓が全く年度内に收納されなかつたものであり、事業執行計画の面に慎重を欠いた結果であつてこのため翌年度に事業繰延を餘儀なくしている。

第十款 雜收入

雜收入は豫算額一億四百七十四千餘圓に對し收入済額は八千七百五十七千餘圓であつて、豫算額に比し一千六百九十一万六千餘圓減收となつてゐる。また調定済で年度内收入未済額九百六十八万六千餘圓を生じてゐるが、個々の内容についてみれば種々研究考慮すべきものがある。

第二項 辨償金及び報償金中、滞納処分費辨償金につ

いては定期監査の際しばしば指摘したところであるが、豫算額三十二万六千圓に對し僅かに五万七千餘圓しか收入してゐない。

身体障害者福祉措置費辨償金、四十五万五千餘圓を豫算に計上しているが全く收入してゐない。これは身体障害者に對し義肢、義足補聴器等の給付に當り、辨償能力のあるものゝ推定見積を誤つた結果該當者がなく全額減收となつてゐる。また右收入減に伴い措置費の支出を抑制し事業を縮少する結果となつてゐるが、いづれにしても今後適正な見積をなし、中途において豫算趣旨を變形し或いは事業計画を縮少又は不執行とすることのないよう注意すべきである。

第三項 償還金について市町村轉貸債に對する元利償還金は豫算額五百八十四万三千餘圓、調定額四百七十一万八千餘圓のうち收入済額は僅かに二十万餘圓に過ぎず大部分の四百五十一万七千餘圓を未收繰越してゐる状態である。前年度決算で約五百四十万圓減收を生じ、本年度決算で五百六十四万一千餘圓を市町村財政困難を理由

に減收しているが、この中には市町村職員給与改訂に伴う轉貸債元利五百七十二万六千餘圓が見込まれてゐるので、これは地方財政委員会との接衝等の関係もあり、右の関係を除けば、むしろ豫算額以上繰上償還をなしている状況であつて結構である。現下の經濟事情等から考えても繰上償還を勸奨すべきであるので、当局は今後も引き続きこれが指導をなすべきである。

更正資金償還金は豫算額五百万圓に對し收入済額は二百十九万八千餘圓であつて豫算の半額以上の二百八十万一千餘圓減收となつてゐるが、これは引揚者、戦災者に對する貸付更正資金が豫定通り回收できなかつたものである。今後更正事業体の育成に努めるとともに、返済に關し督励指導して資金の回轉をはかり有効に本資金の活用をはかるよう努力すべきである。

第五項 物品賣払代金について生産物賣払豫算額は前年度とほぼ等しい二千五百萬餘圓計上しているが、これに對し收入済額は二千三百七十一万一千餘圓となつており、前年度に比し約三百五十万圓近く増加している。ま

た收入未済額について、前年度の七十三万二千餘圓に對し本年度は二十九万五千餘圓で、ともに成績は上昇している。しかしながら豫算額に比し一百二十八万八千餘圓の減收をみており、これに附隨して事業執行面を制約しているの、前述したようにこれらの歳入豫算見積には一段と檢討を加えるべきものと認める。特に農業試験場農産加工所及び工業試験場等の生産物收入状況をみるに農業試験場三十六万七千餘圓、農産加工所十三萬七千餘圓、工業試験場一百二十六萬六千餘圓等それゝ減收を生じてゐる實情である。なお農業試験場において作製頒布した農業地図賣払代金二十五萬圓を本科目の生産物賣払代金に豫算計上し、全額翌年度に持越してゐるが、雜入に計上するのが適當と認める。

第六項 雜入は豫算額五千二萬七千餘圓に對し收入済額四千一百八十五萬四千餘圓で、八百十七萬二千餘圓減收となつており、未收額四百七十六萬六千餘圓に對しては極力收入に努力すべきである。

第十一款 縣 債

縣債は豫算額一億九千七百三十一萬圓に対し收入済額一億六千六百萬圓で、差引三千一百三十一萬圓の減収となつてゐるが、主として災害土木復旧事業の超過施工事に對する起債が認められなかつた等が減収の理由である。歳入決算総額中縣債の占める割合は六・五%であるが、各種公共事業の充當財源として重要性が特に高いので完全且つ早期確保に一層努力されたい。

一般會計歳出決算の内容

第一款 議會費

議會費は豫算額二千五萬二千餘圓に對して支出済額は一千九百八十八萬五千餘圓で、豫算額に比し十六萬六千餘圓の不用額を生じてゐる。支出の主なものには旅費八百七十五萬三千餘圓、報酬二百三十九萬一千圓、吏員給給料等二百六十六萬七千餘圓、交際費一百五十萬圓、印刷製本費一百三十九萬五千餘圓、備品費一百八萬一千餘圓等である。

一、第一項縣會議費、第二項委員會費、及び第三項政務調

査會費における食糧費は合計四十數萬圓支出してゐるが、相當時日を経過した後において支出何をしてゐる傾向があり、且つ支出手續においても事務局職員の立替払戻の形式により支出してゐるのは正當でない。債主の請求により支出すべきである。殊に庁地における立替払は原則的に認められていないので留意されたい。なおこの点は議會費に限らず全般的に見受けられた。

第二款 縣庁費

縣庁費は豫算額二億八千六百七十萬一千餘圓に對して支出済額二億七千六百三十七萬二千餘圓であつて、歳出決算総額の一・一%に當つてゐる。豫算に比し一千三十二萬八千餘圓の不用額を生じてゐるのは、人件費四百八十萬二千餘圓、恩給費、百一十一萬二千餘圓、印刷製本費

一百二十七萬五千餘圓、旅費八十二萬三千餘圓及び地方職員共済組合交付金四十六萬餘圓その他であるが、概ね豫算見積を過大視した結果と認められる。

一、第一項縣職員費の支辨の人件費はその充當財源に應じ純縣費職員平衡交付金職員、国庫補助職員、起債事業職員等複雑多岐に亘つてゐるが、純縣費職員を除く他の事業費職員中には全く當該事業に關係のない課解に人員を配當してゐる事例が認められるので、定員の配當については縣財政事情を考慮することは當然であるが、つとめて豫算趣旨に應じ能率的且つ適正妥當な計画の樹立をなし一元的に管理執行することが肝要である。

一、縣庁職員食堂備品購入代金三萬圓を縣職員費備品費中より支出してゐるが科目が適當でなく全くの目的外支出と認める。第五項第十目職員厚生施設費、備品費より支出すべきである。

一、縣職員食糧費について幹部職員研修会の講師に對する贈答用梨の購入費を農業土木調査費、食糧費中よ

り不當支出してゐる例もあり、本款の食糧費配當及び執行について充分研究考慮すべきものがある。

一、縣職員費需用費中支出科目の適當でないもの、又は各課解の事業費その他經常経費中より支出するが妥當なもの、或は支出の必要を認め難いもの等數多く見受けられたので注意すべきである。

一、會計事務促進費豫算は二十九萬圓計上し殆んど支出してゐるが、経費が少く、從來例月出納検査定期監査等において指摘或いは要望した事項についても或る程度改善努力はしてゐるものの未だしの感があるので、今後経費を増額しても一般的研修と共に今一層積極的に努力を望む。

一、自動車諸費備品費は豫算全額支出してゐるが、この外に縣庁乗用車のタイヤ、チューブ購入代二口計三萬五千餘圓を關係課に割當しそれぞれ當該課の備品費中より支出してゐるのが見受けられたが適當でない。

第三款 警察消防費

豫算額五百三十七萬五千餘圓に對し支出済額は五百九萬

一千余圓であつて、豫算に比し二十八萬三千余圓の不用額を生じている。これは消防費において市町村に配當する消防用ガソリンの割當が少なかつたために繰替金の支出を要しなかつたためであつて、豫算更正をなすべき性質のものである。

實質的な不用額は防火宣傳の広告料、優良消防団及び団員の表彰費等四萬三千圓であつて、この防火宣傳については声の宣傳社のサーピスにより、又優良団及び団員の表彰については一般事務費を削減して表彰旗及び功績章を購入する等効果的に執行している結果であつて適當と認める。

第四款 土木費

土木費豫算額は六億六千八百十三萬九千余圓であつて、これに対し支出済額六億二千一百九十萬五千余圓となつており、歳出決算総額の二四・九%にあたり教育費(一九・〇%)についで歳出面における主要の比率を示してゐる。

本年度決算は前年度に比較すれば相、良好な結果を示してゐる。

ているが、なお、四千六百十七萬四千余圓不用額を生じている点検討の余地が多い。
不用額の主なものを列記すれば

土木出張所費	一、三九四千圓
道路橋梁費	一、三二八
河川費	三四、三六三
港湾費	四、九〇三
産業開發調査費	一〇四
災害土木費	三、七五四
土木諸費	一九七

となつてゐるが更にこれを内容的に見ると

補助負担金及び交付金	三九、二五二千圓
工事請負費	五、一四三
賃金	七八五
原材料費	一九九
施設費	一三九
備品費	一二九

であつて殆んど事業の核となる経費である。これが不

執行により事業の縮少を來してゐるが一面人件費、事務費等は節約していない實情である。又災害土木費所屬の人件費豫算を營繕課、建築課に配當しているが、これは土木部内の操作に委すべき問題でなく縣全般の大局から見て合理性ある人員の配當をなすべきであり、將來職員定数及び豫算の配當については総合的に考究すべきである。もつともこの傾向は土木費に限らず他の事業費の職員中にも多く見受けられるが豫算趣旨を逸脱しないよう留意すべきである。豫算経理面について見ても吏員給の科目更正が多く(港灣費で支出したものを昭和二十五年災害復旧費に更正、その他多い)又旅費についても災害土木費豫算中より支出したものを建設業法施行費とか、土木事業振興費に更正している等豫算趣旨を度外視した執行が多く科目に対する觀念の欠如が指摘される。

一、第三項第一目道路修繕費において一百十四萬五千余圓の不用額を生じているが、これが原因は財源の道路損傷負担金七十八萬九千余圓減収を來し、ために支出抑制をしたもので、なお三十五萬六千余圓を理由なく

不執行としてゐるの、適當でない。特に道路の修繕については、一般縣民の要望も強く緊要な問題であり、又主管課としても豫算不足を敷きながらこれら財源の確保をゆるがせにし事業を縮少していることは洵に遺憾である。既定豫算の効果的執行について、このようなどこないよう今後充分努力されたい。

一、第四項河川費、第一目治水堤防費、報償費より八頭郡河原町地内千代川流域において行われた水防演習参加謝礼金を村長に支出しているが村に支出すべきものならば當然収入役が受領すべきであり、又消防団長に支出すべきものならば當然消防団長名をもつて公式に受領すべきである。今後会計規則の定めるところにより正當債主を確認の上支出すべきものと認める。

一、第四項第六目天神川改修費負擔金及び第七目千代川改修費負擔金で合計三千四百三十三萬三千余圓を不用額としているが、これは起債が認められなかつたのである。第八目及び第九目天神川災害復旧費負擔金及び千代川災害復旧費負擔金の支出額二百二十六萬六千圓

は昭和二十四年度分の負擔金であつて前年度において起債が認められなかつた關係上本年度において縣費をもつて支出したものである。

一、災害土木費は昭和二十二年災害以來の各年災害復旧費であるが過年度災害のうち昭和二十二年災害復旧工事は本年度をもつて完了となつてゐる。災害復旧工事の實施狀況は左表に示す通りであつて公共事業及び單獨縣費事業を合はせて七〇二ヶ所(含單縣町村補助工事十八ヶ所)工事費において二億九千四百萬圓を施行してあり、これに対する事務費として一千一百八十四萬圓支出してゐる。この外縣豫算に計上せず直接國庫より市町村に対して支出されてゐる補助工事は六七ヶ所、二千九百五十七萬圓あり、本年度内に總計七百二十一ヶ所、三億二千三百五十七萬圓の工事を實施してゐる。不用額の主なものは工事請負費三百七十四萬圓であつて國庫負擔金の減收に伴ふものであるが今後は財源確保に格段の努力が望まします。

災害土木復旧工事實施狀況

區分	縣工事	町村工事	備考
公共事業	(ヶ所)	(ヶ所)	(千圓)
昭和二十二年災害	四	四、三〇四	一
〃 二三	一、一〇三	三、四九七	
〃 二四	三	一、五六六	
〃 二五	七〇	一、八〇三	
計	二九五	六、七三三	
單縣事業			
昭和二十二年災害	一	一	
〃 二三	一〇五	一、八八	
〃 二四	九	一	
〃 二五	一八九	一、八九九	
計	三八九	一、八九九	
合計	六八四	八、五三二	

第五款 教育費

豫算額七億五千七百四十九万三千余圓に對し支出濟額七億二千一百九十八万一千余圓で歳出決算總額の二九・〇%にあたり首位を占めてゐる。豫算額に比して三千五百五十二万二千余圓の不用額を生じてゐるがその主なるものを科目別に掲げると次の通りである。

教育委員會費	九九二千圓
小學校費	二、一八二
中學校費	三、一二〇
高等學校費	五、二一一
定時刷高等學校費	五、三六九
夜間高等學校費	八六一
特殊學校費	一、〇八九
通信教育費	一五四
社會教育費	三四九
体育保健費	五七六
教育施設費	一一、一二四

(鳥取東高校關係外八を含む)

内鳥取大學關係 八、〇四六

境高校關係 二、〇〇〇

東伯高校關係 二、〇〇〇

教育諸費 四五四

恩給 七六八

八頭氣高圖書館分館設置費 二、二五〇

これを大別すれば縣立學校關係一千四百六十八万四千余圓、鳥取大學誘致に伴う協力費八百四万六千余圓、中小學校關係五百三十万二千余圓及び縣立圖書館分館設置費二百二十五万圓その他となつてゐる。

更にこれを内容的に見ると

吏員給料及び職員手當	一八、〇〇三
工事請負費	一一、二六三
備品費	一、五七〇
負擔金補助及び交付金	一、〇八三
恩給及び退職料	八四六

旅 費 四三〇
 繰 替 金 三七八
 消耗品費及び印刷製本費 二七二
 雑 手 當 一三九
 光 熱 水 費 一三九

であり、右のように経常的主要経費である人件費を毎年相当額を不用額とし、好ましくない決算を繰返している事實から見ても定数の決定、豫算の編成及び執行等一連の事務處理に一貫した方針を確立すべきであり根本的な検討を加えるべきである。

今更教育の重要性を云々するまでもないが、教職員定数の確保を主張する一方欠員不補充の原則を堅持したいがらに豫算不用額を生じている當局の措置に矛盾するものがある。幸に昨今機運が到来して教職員定数の決定がなされんとしていることは結構なことで、適正規模による豫算の編成とその効率的執行の實現を願つてやまない。

一、第一項教育委員會費で職員の給與改訂に伴う豫算見

積過大により職員給諸手當、計八十六万余圓の不用額を生じているが年度期末の追加豫算措置には特に慎重を期し適正な見積をなすべきである。

一、第三項小學校費、第四項中學校費及び第五項高等學校費、第六項定時制高等學校費、第七項夜間高等學校費、第八項特殊學校費並びに第九項通信教育費の不用額は殆ど教育職員の欠員不補充によるのと、また適正な豫算執行をしていないことに原因しているようであるが、前述したように豫算編成及び執行の欠陥を検討是正し今後議決の趣旨を充分に活かして執行の完璧を期するよう留意すべきである。

一、第十八項教育施設費、備品費より縣立學校備品充實のため各種の什器、器具等を購入しているが、この中で養良農業高等學校實習用として乳牛四頭(十萬圓)を購入しているのは適當でない。これは特別會計縣立學校實習費施設費中より支出すべきが妥當である。なお特別會計において財源の關係上經理が困難な場合は一

般會計より資金の繰入措置をなし經理すべきである。

一、すでに概況に述べたところであるが、第十八項第一目鳥取東高等學校工業科復舊費豫算二百五十萬圓及び第七目縣立高等學校復舊費(鳥取西高第一校舎)豫算三百萬圓をいづれも改築費として計上しているが舊建物古材拂下見積價格(鳥取東高工業科二十七萬三千余圓、鳥取西高第一校舎二十六萬余圓)を設計に計上し新築費と相殺しているのは適當でない。假に古材充用として請負に附する場合には工事額と古材拂下價格とそれ〴〵區分して見積り一括入札に附し收支の區分を明確化することが妥當と認める。

一、縣立鳥取東高等學校工業科便所増築工事(八萬二千四圓)の竣工検査執行にあたり工事監督營繕課技師と請負人が立會検査しているが少くとも上級者又は第三者において検査し公正を期すべきである。

一、第六目教育振興費は鳥取大學誘致に伴い地元協力費として施設の整備に要する經費であるが八百四萬六千

余圓の不用額を生じている。これは財源である寄付金に豫定通り収入できず六百五萬八千余圓の減収を生じたための支出抑制であるが寄付金収入額一百九十八萬七千九百六十一圓は翌年度繰越財源として事業の繰延をなしている状況である。又旅費十五萬圓を全額不用額としているがこれは鳥取大學期成同盟會において活動費を支出したため縣費の節減となつたものである。

一、第十一項境高等學校整備充實費は水産科の移轉と家庭科の整備に要する經費であつてこの豫算額二百五十萬圓のところ一部工事を實施、五十萬圓を支出し残り二百萬圓を不用額としているが、これは一部財源の寄付金一百万圓を弓濱部各町村が建築中途において寄付金使用目的が違ふと拒否したため翌年度に竣工工事の繰延べを余儀なくしたものであつて豫算計上に際し財源収入に確實性を欠いており全く當局の不手際というべきである。幸に昭和二十六年度において國庫に依存し補助金受入れの段階にあるが現在なお竣工を見ていな

いため収入済になつていなす。

一、教育費のみに限らず一般に交際費の取扱が區々である。教育長が受領しているもの、事務職員が受領しているもの等があるがこの取扱及び内容の統一を計ることが望ましい。又第十九項教育諸費において資格認定講習會費、食糧費中より、お茶代一万九百圓を三月三十一日に購入し出納閉鎖近く四月二十八日に支出しているが常識を逸した放漫な支出であつて強く反省を促したい。

第六款 社會及び労働施設費

豫算額一億五千九百二十二万九千余圓に對し支出済額は一億四千六百四十二万二千余圓であつて、豫算額に比して一千二百八十万六千余圓の不用額を生じている。

不用額の主なものは社會福祉關係五百十八万九千余圓、國庫補助住宅關係四百四十六万四千余圓及び國民健康保險關係一百二十万七千余圓等であるが今後改善考慮等を要する点が認められる。

一、第一項生活保護費の執行については、すでに定期監査に際してしばしば指摘したところであり、重ねて述べること避けるが生活困窮者の保護に公正且つ積極的な努力を拂うよう留意すること。

一、第二項社會福祉費、第三目引揚同胞援護費については歳入審査の際言及したが、貸付金豫算額の半額以上を不執行としており、しかも事務費は殆んど豫算を消化している状況であつて豫算効果を著しく低下する結果となつてゐる。

一、第四目救済用物資取扱費及び第五目投産事業振興費は、豫算額一百五十三万余圓中約三分の二に當る一百万圓の繰替金が見込まれているが繰替金が全く不執行に終つており豫算の趣旨が全然決算面に現われていない。しかもこれらはずべて追加豫算措置によるものであるがむしろ更正減額すべきものであり事業執行の無計画が指摘される。

一、第六目引揚者住宅費に對しては、引揚者住宅一

四六戸建設及び補修工事六ヶ所に對する補助金一千八十九万六千余圓を鳥取市米子市外十四ヶ町村に交付しているが、事業執行に對する指導監督經費は僅か十四万圓程度であるため實地について行届いた指導監督をしていない。鳥取市における昭和二十五年分二十六戸は今なお竣工を見ていない現状にあるので、補助住宅建築については厳格な指導推進が必要と認める。なお本事業は引揚者福祉事業である關係から厚生課所管となつてゐるが技術面について建築課と緊密な連絡をはかり補助条件或いは目的に適合させるよう充分留意すべきである。

一、第七目消費生活協同組合指導費については、國庫補助金僅か四千二百圓の交付を受け豫算額五万圓をもつて執行しているが支出済額二万六千余圓であつて指導面においても殆んど見るべきものがない。勤勞者の生活基盤となる消費生活共同組合の育成助長並びに指導をなす以上このような申譯的な經費でなく、今少し經

費を投じて活潑化をはかるか、若しくは國費を返上しても他のより効果的な面に縣費を注入すべきであろう。

一、第九目義肢修理所費について豫算額九十二万二千余圓に對しその半額にも足らない四十三万二千余圓を支出しているが、本事業のパロメーターともなるべき原材料の購入状況を見ても僅かに六万五千圓の支出であり九割近くを不執行としてゐる状況である。更に主要財源である使用料の収入状況は十二万七千余圓を收入し四十八万六千余圓の減収を來している。このような状態であり一應收支の均衡は保つてゐるが總体的に見て前年同様事業は全く不振である。運営方法、事業の内容等についても吟味検討の上速かに改善すべきである。

一、第十一目母子福祉對策費について繰替金豫算一百万圓に對し支出済額は七十一万九千余圓であり二十八万圓の不執行となつてゐる。これは縣下約一万四千の對象母子世帯より内職資材の繰替購入申込(約二百万圓)に對するものであるが豫算措置がおくれたため執

行し得なかつたものであつて今後この種の事項については早期に措置するよう考慮を望む。

一、第三項児童保護費及び第四項児童福祉費の決算状況は概ね良好であるが、特別補助金が地方財政平衡交付金に吸収された関係とその他縣財政の事情により各事業面に制約を受け未だ活動状況は充分とはいえないようである。即ち、各事業に細分化された事務費をもつて漸く消極的な運営をしている程度であり、豫算の趣旨目的等に違背する支出も見られ一面批難すべき点もあるが、今後重点的且つ積極的に活動し得るよう豫算措置に考慮が望ましい。なお、児童福祉施設は漸次整備されつつあるようであるが更に一層整備充實をはかるとともに積極面に於ける活動が望ましい。

一、第五項國民健康保險費は東伯郡由良町國民健康保險組合直營診療所の設置にあたり地元寄附その他の関係により、年度中途において設立中止となつたためこれに對する國庫補助が打切となり、一百八十九千余圓

の不用額を生じている。これらは事前計画の粗らうに因るものであるが國民健康保險制度再建の緊要性にかんがみ今後一層慎重を期し計画の完遂をはかることが肝要である。

一、第七項勞務費について、勞働事情調査研究費、借料及び損料より勞働、諸設備材料借上料として三千九百圓を倉吉町河田勉三に支出しているが支出内容が不明である。また前渡資金、立替拂が多く殊に廳地における筆耕料まで前渡拂としているのは出納當局においても事前に注意すべきである。

一、第八項職業安定費、第四目緊急失業對策費、食糧費豫算額九千一百二十六圓中八千余圓をお茶代として購入しており、しかも三月三十一日の購入が多い。また印刷製本費より一万七千六百五十圓、タイプ用原紙代として縣營印刷に支拂しているがこれも全部三月三十一日の購入となつてゐる。これらはすべて年度末に至り豫算殘額を生じたものを費消するため不急不用の支

出をなしたものと認めるが冗費節約の折柄嚴に戒むべきである。

第七款 保健衛生費

豫算額七千一百九十六万七千余圓に對し支出濟額は六千四百九十二万四千圓で豫算額に比して七百四万三千余圓の不用額を生じている。不用額を住んだ主な原因はこれが財源の減收(國庫支出金二百五十一万七千余圓、使料及び手数料一百三万八千余圓、寄付金六十三万二千圓)等に伴つて執行減したため或は繰替金の不執行によるものであつて、一應收支の均衡を得ているが個々の事業についてその執行の内容を見ると豫算効率の面で改善努力を要するものがある。また支出濟額六千四百九十二万四千余圓(縣職員費を除く)の内三千八百五十三万九千圓を本廳において支出し各保健所及び診療所等出先廳において二千六百三十九万九千余圓を支出している状況であるが第一線の強化充實が緊要と認める。

一、第一項第一目保健所費で二十万四千余圓の不用額を

生じており、その中の一つとして醫師囑託手當の執行減があるが、専任醫師の不十分な状況下にあつて豫算運用に當を得たものとはい得ない。

一、第三項傳染病豫防費、第一目傳染病豫防費について二十九万二千余圓の不用額を生じているがこれは密航船検査のための旅費その他支出を要しなかつたためである。

一、第三目寄生虫豫防費について四十五万五千余圓の不用額を生じているが、市町村に對する驅虫藥購入繰替金三十二万三千圓が主なものである。なお改良便所設置補助金を十二万三千余圓も不執行としているが農村の保健衛生確保上今後更に積極的獎勵指導に努力すべきものと認める。

一、第四項結核豫防費、第一目結核豫防費について四十六万二千余圓の不用額を生じているが、これはレントゲン自動車の購入がおくれたためこれに伴い検査が豫定より少く、ひいては國庫補助の減收を來たし執行を

抑制したものであつて今後における活用を期待するとともに、全国的に見て結核死亡率の高い本縣の結核豫防対策に万全を期するよう積極的努力を望む。

一、第五項診療所費は八頭郡池田村及び東伯郡山守村の縣營の診療所であるが職員費支出四十二万五千余圓を除いても事業經營不振の状況であつて歳入欠陥を生じている現状である。純縣費を増額して活潑化をはかることも一應考えられるが、元來無醫村対策の一環として設置されたものでありこの際国民健康保險組合の直營診療所として地元村に移管を考慮すべきであろう。もつとも池田診療所は本年一月より村營移管となつたが妥當な措置と認める。

一、第九項公衆衛生取締費は豫算額に比し六十五万五千余圓の不用額を生じているが、これは主として衛生事業許可等手数料収入見積過大のため減収に伴う支出抑制であるが、豫算更正に際しては一層適切な見透しが肝要である。なおこれに關連する衛生事業許可等手数料

料充當事業は各般各科目に亘つており他の特定財源の收入状況に照しつゝそれぞれ充當の調節をはかつているが支出面に於ける計畫執行に一段の配意を望む。

第八款 産業 經濟 費

豫算額五億一千三百七十九万九千余圓でこれに對し支出済額は五億四百六十九万九千余圓歳出決算總額の二十二%となつてゐる。

不用額は八百四十八万五千余圓であつて本豫算額より見れば一・七%弱に過ぎないが個々の科目或いは事務事業別決算上より見れば相當高率の不用額となつてゐるものがあり今後研究すべき問題を包蔵してゐる。なお本年度決算の状況を前年のそれに比較すれば著しく改善のあとがうかゞわれ結構であるが、冒頭にも述べたように知事の政策に副つた總合的關連性のある執行には未だしの感がある。今後この点について特に留意し重点的且つ効果的な豫算編成並びに執行を希望してやまない。

一、從來定期監査の言及したところであるが格別産

業經濟費豫算は地方事務所を通じて執行するものが多いためにかゝらず、充分な活動を期し得る豫算の配當を爲さず本廳中心の執行をしていることが本決算審査を通じて認められる。出先機關の統合等行政組織の問題とともに豫算の効果的な配當について根本的な検討が加えられるべきであろう。なお旅費需要費等は各科目とも例外なく計上し殆んど消化しているがこれも権限の委譲によつて相當額節約することが可能と考へる。

一、第一項農業費、第二目農業調整委員會費より縣協議會に對し二十万圓、各郡農業調整委員會に對し一百十七万三千余圓、縣農業調整委員會に對し八十万圓の補助金を交付しているがこれに對する事業成績並びに決算報告を徴してゐないのは適當でない。

一、第六目農業試験場費豫算額は三百七十三万五千余圓であつて支出額三百六十四万五千余圓(外に縣職員費四十一万三千余圓)であるが十部財源である農産物賣

拂代、農業地圖頒布代及び国庫補助金等の減収により約四十万圓の歳入欠陥を生じてゐる。一般にこれら特定財源の見積に過大の傾向があるように見受けられ、充分検討を要するが廣範にわたる試験種目について一層成果をあげ且つ本縣農業の技術的改良に直接役立たせるためには施設の整備、内容の充實を圖り重点的な支出を圖るべきものと思ふ。

一、第九目經營傳習農場費について傳習生に對する食糧費補給金一人當り月五百圓を支出しているが給食費及び給食費辨償金の經理出納せず明確を欠いており改善を要するものと認めた。

一、農業費關係の各科目内における事業は廣汎多岐であるが相互に關連を有する事業の豫算執行は各主管課により區々であつていきおい細分された豫算をもつてしては徹底を期し得ず中途半端に終つてゐるようである。主要食糧増産対策費、農業振興事業費、協同農業普及事業費、食糧増産興農運動費等も総合性のある一連の

企画執行を望む。

一、第三項林業費は豫算額一億三千二百二十四万八千余圓に對し一百三十三万余圓の不用額を生じているが、これは主として林産物、木材木炭検査手数料証紙元売捌人に對する手数料を收支相殺した、め及び縣營由良苗圃における樹苗の生産収入減少に支出抑制であるが、總体的に見て收支の均衡を得て概ね計画通り執行していることは結構である。しかしながら豫算執行に改善すべきものがある。たとえば、海岸砂地造林事業費豫算を八頭地方事務所及び日野地方事務所に令達し執行させている等適當でない。また年度末期に多額の補助金、委託金等を支出しているが検査檢定の公正をはかるは勿論、計画的且つ早期に交付すべきである。

一、第四項蠶業費について豫算執行に留意すべきものが多い。食糧費は殆んど前渡資金及び立替拂であり、燃料費まで前渡支出している。また蠶病豫防施設費賃金で本廳蠶糸課ストーブ掃除人夫賃三千九百圓を支出し

ているが目的外支出と認める。この例は他の事業經費中にも見受けられるが適當でない。

一、第五項畜産業費について豫算額二千八百五十四万余圓に對し支出濟額二千七百二十七万八千余圓で一百二十六万二千余圓の不用額を生じているがこれは家畜傳染病豫防費、酪農獎勵費及び飼料對策費等において國庫補助金、手数料、寄附金等豫算見積過大による収入減による支出抑制である。一方年度中途において追加豫算措置をしながら不用額を生じ、また歳入欠陥により縣費を充當する結果となつてゐる点考慮すべきである。

一、第十三目第十五回連合畜産共進會費扶助費中より罹災死亡者の移送に従事した畜産課技師二名分の滞在費、鐵道賃等一万四千余圓支出しているがこれは旅費中より支出するが正當である。また借料及び損料中より會場借入費八千圓支出しているが算出基礎が不明である。

一、第六項商工業費第二目中小企業等協同組合指導費に

ついて和紙その他生産施設に對する補助金一百二十一万五千圓支出している。交付に當りそれ〴〵實地検査復命書により確認しているが出張を命じていない下僚の實地検査復命書に課長が檢印しているのは單なる書類形式にすぎないものと認める。

補助金交付に當りこのような措置は嚴に戒むべきである。

一、第十目工業試験場費では一百五万八千余圓の不用額を生じているが、これは一般經濟界不況のため生産物収入の減收によりやむなく支出抑制したものであり、内容的に見て本場運営の基礎的經費である原材料費及び賃金等を相當額不執行としていることは再考を要する。

元來各種試験場において獨立採算制を強いることは問題があるが年々このような決算を繰返し事業の不振を歎いてゐることははや精算すべき事柄であり大局的見地に立つて能率的運営に企画性を望む。

一、第八項農地事業費第八目、農地委員會費中より中國四國農地部長會議食糧費、登記完了村表彰式食糧費、交換分合先進縣視察に伴う謝禮として二十世紀梨代、廳内部長室修理費、進駐軍接待費、部長公舎電話移轉料等相當額を支出しているがそれ〴〵正當科目中より支出すべきである。本事業に限らず一般に特定財源による事業費は濫用の傾向が強いが財源の如何にかかわらず豫算執行については適正を期すべきである。

一、第九項開拓事業費第十一目入植施設事業の住宅等の建築共同井戸掘鑿、防風施設等補助金三百九十三万圓及び第二十四目ジェーン台風被害による住宅復舊補助金十三万余圓に對する補助工事についても結果確認が不充分であるが補助目的及び條件に適合するかどうかを検査確認することが肝要と認める。

一、第九項第十三目、食糧増産獎勵費中モデル開拓農村建設事業の一環として香取開拓團に建築補助金として三十万圓を、また縣開拓協會に活動費補助として二十

万圓、滿洲引揚開拓団体の自興會事業補助金二十万圓を交付しているが事業成績及び決算報告書を徴していないのは適當でない。

一、第十項耕地事業費は豫算額一億一千三百八十七万二千余圓に對し一億一千二百二十八万二千余圓を支出し一百五十九万余圓の不用額を生じているが、これは主として工事材料繰替金であつて統制撤廢により一百万圓全額不執行としたものであるが年度中途において豫算更正の措置をすべきである。

第十二款 公債費

豫算額七千六百万二千余圓に對し四千二百八十八万四千余圓を支出し殆んど豫算額の半額近い三千三百二十一万七千余圓を不用額としているがこれは主として昭和二十二年職員の給與改善費充當の政府借入元利金を償還しなかつたものである。

一、公債費通信運搬費中より廳内縣政記者室の電話使用料及び通話料を支出しているが縣廳費、通信運搬費よ

り支出すべきものと思ふ。

第十三款 諸支出金

豫算額六千五百七十七万三千余圓に對し六百八十七万五千余圓の不用額を生じているがこれは市町村吏員恩給組合に對する補助金で、縣財政の事情により昭和二十四年度以前分の一部を交付したのみで計画通り支出しなかつたため及び實くじ當選賞金未受領による自然殘一百四十四万四千圓が主なるものであるがその他の中には當然豫算更正減額すべきものも認められる。

一、第二項徵稅費第一目徵稅事務費食糧費中より平衡交付金陳情等の經費二十三万三千余圓の支出が見受けられたが豫算措置を講じ縣廳費食糧費より支出すべきが妥當と認める。

一、第十三目市町村財政指導費旅費で人事課職員の大坂出張旅費を支出しているが目的外支出と認められる。

歳入歳出決算の結果繰越金を生じた主な原因

歳入歳出差引殘額

七千四百四十三万五千四百四十九圓九錢

右殘額を生じた主な原因は次の通りである。

豫算額に比し著しく増収となつてゐるもの

千圓

國庫支出金 三、一一九

土木建築設計手数料 一、九一四

恩給納付金 一、六九九

使用料及び手数料 一、六三五

過年度收入 一、六一七

鹵檢定所生産收入 一、一〇〇

縣稅 七九九

寄附金 五二三

雜收入 一、五八三

小計 一三、九八九

財源收入済で不用額を生じてゐるもの

教育振興施設費(鳥取大學) 一、九八七

千代川改修費負擔金 六、四九一

天神川改修費負擔金

小計 四、九一一

職員費の支出減によるもの

一般職員 四、七八二

教育職員 一八、六八〇

小計 一三、四六二

事業繰延に伴うもの(純縣費)

縣立學校整備充實費 二、〇〇〇

圖書館分館設置費 五〇〇

小計 二、五〇〇

純縣費で多額の不用額を生じてゐるもの

公債費 二七、五〇〇

縣廳費需用費その他 七、八〇〇

恩給費及び退職料 七、五七八

市町村恩給組合交付金 四、六〇〇

第二回寶くじ賞金殘額 一、一四四

00180

職員共済組合交付金 六五五
 小計 三九、二七七
 九四、〇五三
 豫算額に比して収入減となつていゝるもので右金額より
 控除すべきもの
 地方財政平衡交付金 △一五、四八八

授業料 △四、九五五
 計 △二〇、四四三
 差引 七三、六一〇
 その他の増減収による増及び不用額 八二五
 再差引 七四、四三五

特別會計歳入歳出決算額

會計名	歳入	歳出	歳入歳出差引残額
災害救助基金	一、八五、〇七七	一、七七、九九〇	四七、〇八七
就學獎勵資金	三六、四二、〇四	三三、〇〇、〇〇	五、四二、〇四
學校生徒獎勵資金	三、四、四、六	一六、三五、〇〇	八、三四、六
縣立實業學校實習費	一、四七、三三、八〇	一、三七、一三、〇〇	一、〇、二〇、八〇
印刷事業費	五、九五、四八、三三	五、三五、一五、〇〇	七〇、三三、三三
減債基金	六、三三、七四、六	六、五〇、七〇、〇〇	七六、九五、三
自作農創設維持獎勵資金	三三、九三、八三	三三、三三、四六	三、六〇、三六
畜牛増殖獎勵事業	九八、五七、四九	五三、一八、〇〇	四六、六七、四九

00181

無畜農家解消事業費 一、八六、二二、九
 縣立中央病院事業費 三、六五、四九、七
 競馬事業費 二、七三、〇六、三
 合計 二二、八三、八〇、四

特別會計決算審査の内容

特別會計は本年度より男女青少年団体事業獎勵資金及び教育資金の二會計を廢止し災害救助基金外十會計であるが審査の結果本決算はいづれも正當と認められた。しかしながら殆んど事業實施のない學校生徒獎勵資金及び就學獎勵資金その他について特別會計として存続する意義の乏しいものがあると考えられるので整理について考慮された。

一、各特別會計歳入決算總額は一億二千二百八十二万三千八百十圓四十九錢であつて豫算總額一億一千二百五十六万九千四百十七圓に對して一百二十五万四千三百九十四圓余の収入増を示し、また歳出は豫算總額に對

一、八〇七、九九、〇〇
 一、〇、五九、二八、四一
 一、〇、三三、四、〇〇
 一、〇、五五、九、〇〇、〇〇
 一、〇、三三、四、〇〇、〇〇
 一、〇、三三、四、〇〇、〇〇
 一、〇、三三、四、〇〇、〇〇
 一、〇、三三、四、〇〇、〇〇
 一、〇、三三、四、〇〇、〇〇

し支出總額一億九百五十五万九千七圓余となつてゐるので結局特別會計決算總額に於て三百二十六万四千八百三圓余の剰余金を生じ翌年度に繰越してゐる。

繰越金を生じた主な原因としては縣立中央病院事業會計では職員の欠員を補充しなかつたのと看護婦養成所の開設認可がおくれたため歳出豫算を不執行とした等支出抑制のほか施設が漸次整備充實したため病院使用料が増収となつた關係であり、減債基金會計では利子収入の増収、また印刷事業會計では人件費その他経費の節約と事業収入の増収により残額を生じてゐる等が主なものであり今後公企業經營に一段の工夫改善を希望する。

一、印刷事業費會計については前年度事業収入は四百七

十一万三千余圓であつたが本年度は四百三十一万二千余圓で四十万余圓減少しているが一方事業費支出面では前年度三百九十九万一千余圓に對し、本年度五百十八万五千余圓で施設の整備充實等の経費を合せ前年度より一百四十八万八千余圓多く支出している。結局繰越額は前年度より九十一万二千余圓の減少を示し七十六万余圓となつてゐる。

一、縣立病院事業費會計歳入決算額三千一百六十一万五千余圓歳出總額三千五十九万余圓で差引一百二万五千余圓を翌年度に繰越しているがこれを前年度に比較すれば歳入決算額では九百五十四万六千余圓歳出決算額では八百九十五万一千余圓それ／＼増額となつており順調に運営していることは結構である。昭和二十五年年度病院使用料調定額は一千六百九十四万三千余圓(前年度に比し四百二十三万余圓増)となり經常的收入が着々増加していることが認められるが、今後一般施設の充實とともに看護婦養成施設についても不用額とす

ることなく早期に執行するよう留意が肝要である。

一、競馬事業費會計については決算面では三千一百四十四圓二十五錢の剰余金を残しているが一般會計より四十八万三千九百二十圓繰入し歳出において一万九千五百四十圓繰出しているので差引四十六万一千二百三十五圓の縣費負擔を残して結末をつけている状況である。

結 語

以上昭和二十五年年度一般會計及び特別會計決算審査の結果を詳細に亘つて述べたのであるが、縣財政の自主性に乏しい本縣にあつてはその運営に相當の困難が認められるが、本審査の結果より見て今後考究改善の余地が極めて多い。即ち豫算の編成並びに執行については創意工夫を凝らし、極力能率化をはかるとともに、縣民の福祉のため積極的な措置對策を講じ從來の繩張り主義的な惡弊を廢し、良心的な執行がなされることを熱望するものである。又出納當局においても、諸法令規に従い特に審査出納の嚴正適確を期するよう、格段の努力を要望する。

附 表

一般會計歳入決算概要

科 目	豫算現額	收入済額	收入未済額	豫算に比し増△減
縣 稅	二八、五九六、二六四	三九、三六六、〇九六	五九、四九三、三〇〇	七九、七三三、美
地方財政平衡交付金	四〇、〇九七、三六四	九五、四九〇、〇〇〇	〇	△二五、四八八、三六四、〇〇
公企業及び財産收入	八、三三二、二八七	八、三三二、〇〇〇	〇	三五、七五、〇〇
分擔金及び負擔金	七、五六六、九六二	七、六三九、八三七、〇〇	一、三三七、七三三、〇〇	一〇三、八七五、〇〇
使用料及び手数料	九七、四三三、四三三	九、七六二、七六四	五四四、五〇三、〇三	△五、六四三、七四、六六
國庫支出金	八八、九七七、七〇〇	八三二、三三三、五九、六	〇	△七、八三三、三五〇、六
寄附金	六三、九五五、五七七	五三、七三三、七七、西	七四、五四四、〇〇	△二二、六三三、三五九、六
繰入金	五五、〇四〇、〇〇〇	五五、〇四〇、〇〇〇	〇	〇
繰越金	五三、二五五、四四五	五三、二五五、四四五	〇	〇
雜收入	一四〇、〇四三、三〇一	八七、一五七、九一九	九、六六六、四〇三、四六	△六、九六六、二九九、〇
縣 債	一、九七、三三〇、〇〇〇	一、六六、〇〇〇、〇〇〇	〇	△三一、三三〇、〇〇〇、〇〇
合 計	三、六二五、一〇〇、〇〇〇	三、五七六、七六五、九二二、〇	七、七三七、五三三、一八	△八七、四四四、二二九、〇

一般會計歳出決算概要

科 目	豫算現額	支出済額	不用額
議會費	三〇,三三九	一九,八八五,七五三	一六,八三三
縣廳費	二六,七〇一,五八一	二七,三三三,六九八	一〇,三三八,八八八
警察消防費	五,三三三,一八九	五,〇二一,八三六	二八三,三五〇
土木費	六六八,二三九,九八一	六三一,六五五,五〇九	四一,七四四,四七〇
教育費	七五七,四三三,九三七	七三二,九二二,五〇八	三三,五一一,四二九
社會及び労働施設費	一五九,三三九,〇六八	一四四,四三三,五九八	一三,九〇六,五七〇
保健衛生費	七二,六六七,〇三九	六四,九三四,〇〇三	七,〇三三,〇三六
産業經濟費	五三三,一九九,三九九	五〇四,六九三,三三三	八,四四五,八六五
財産費	四,三〇七,四三七	四,一六七,三八〇	一三九,〇五七
統計調査費	八,四三三,二四四	八,四〇三,七〇九	二九,五三五
選舉費	一八,八四六,一三三	一八,〇〇九,六六八	七六,四六五
公債費	七,一〇三,〇九九	四三,八八四,〇七六	三三,七二七,〇八三
諸支出金	五五,一七三,五三三	五八,二九八,四四三	六,八七五,〇九〇
豫備費	一〇〇,〇〇〇	〇	一〇〇,〇〇〇
計	二,六五八,〇〇〇,三三三	二,四四四,一四〇,四七三	二一四,八五九,八五七

一般會計歳出豫算財源調 (單位千圓) 地、財政平衡交付金は縣稅中に含む

款 別	豫算現額	財 源			
		国库支出金及び分擔金、負擔金	縣 債	縣 稅	繰越金
議會費	三〇,〇三三	—	—	一〇,〇三三	—
縣廳費	二八六,〇三三	—	—	二七,八五〇	一〇
警察消防費	五,三七五	—	—	五,〇七五	—
土木費	六六八,一四〇	—	—	八二,〇〇八	二,三八一
教育費	七五七,四三三	—	—	一五〇,三三〇	—
社會及び労働施設費	一五九,三三九	—	—	三〇〇,〇〇〇	—
保健衛生費	七二,六六七	—	—	六六,八一九	—
産業經濟費	一五三,一七九	—	—	一〇,〇〇〇	—
財産費	四,三〇七	—	—	六六,〇〇五	—
統計調査費	八,四三三	—	—	三三,〇〇〇	—
選舉費	一八,八四六	—	—	二二,〇五六	—
公債費	七,一〇三	—	—	一三三,九九九	—
諸支出金	五五,一七三	—	—	二,九四一	—
豫備費	一〇〇,〇〇〇	—	—	六四三	—
計	二,六五八,〇〇〇,三三三	八四八,四三三	一七三,三三〇	一,三三九,四七四	五三,二二五
					三三八,七六六